

# 長野市一般廃棄物処理基本計画 (素々案)

令和 年 月

長野市





# 第 1 部

## 総 論

## 第1章 基本的事項

### 1 計画策定の法的根拠

「一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により策定を義務付けられている計画です。

本市では、令和4（2022）年4月に「令和4年度から令和8年度 長野市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、循環型社会の形成を目指して、ごみの減量や食品ロス削減の推進に係る様々な施策に取り組んできました。

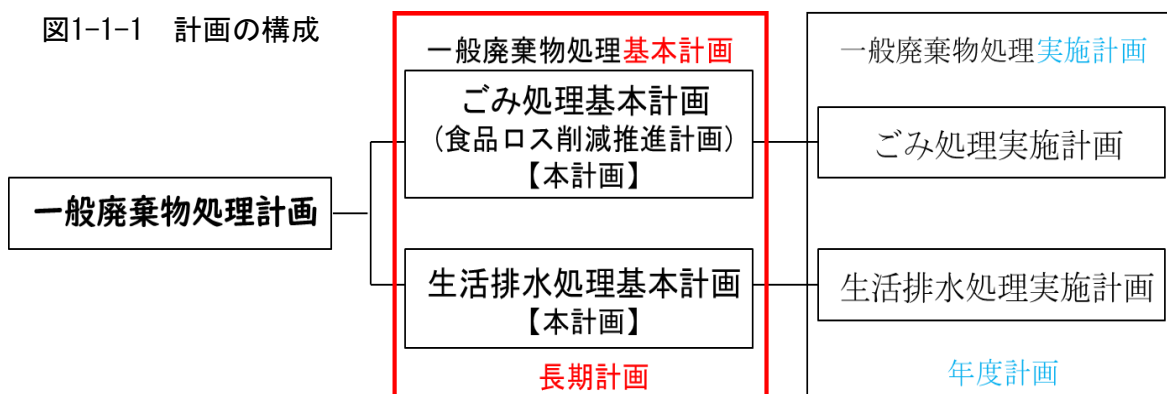
本計画は、前計画が令和9年3月31日で満了することから、令和9年度から令和13年度までの5年間の計画を新たに策定するものです。

### 2 計画の構成

本計画は、廃棄物処理法施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）と基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める一般廃棄物処理実施計画から構成されます。

基本計画では、①ごみに関する部分「**ごみ処理基本計画**」と②生活排水に関する部分「**生活排水処理基本計画**」から構成され、本市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものです。

また、ごみ処理基本計画の中に、食品ロス削減推進に関する部分（以下「**食品ロス削減推進計画**」）を位置付けています。



（参考：ごみ処理基本計画策定指針より）

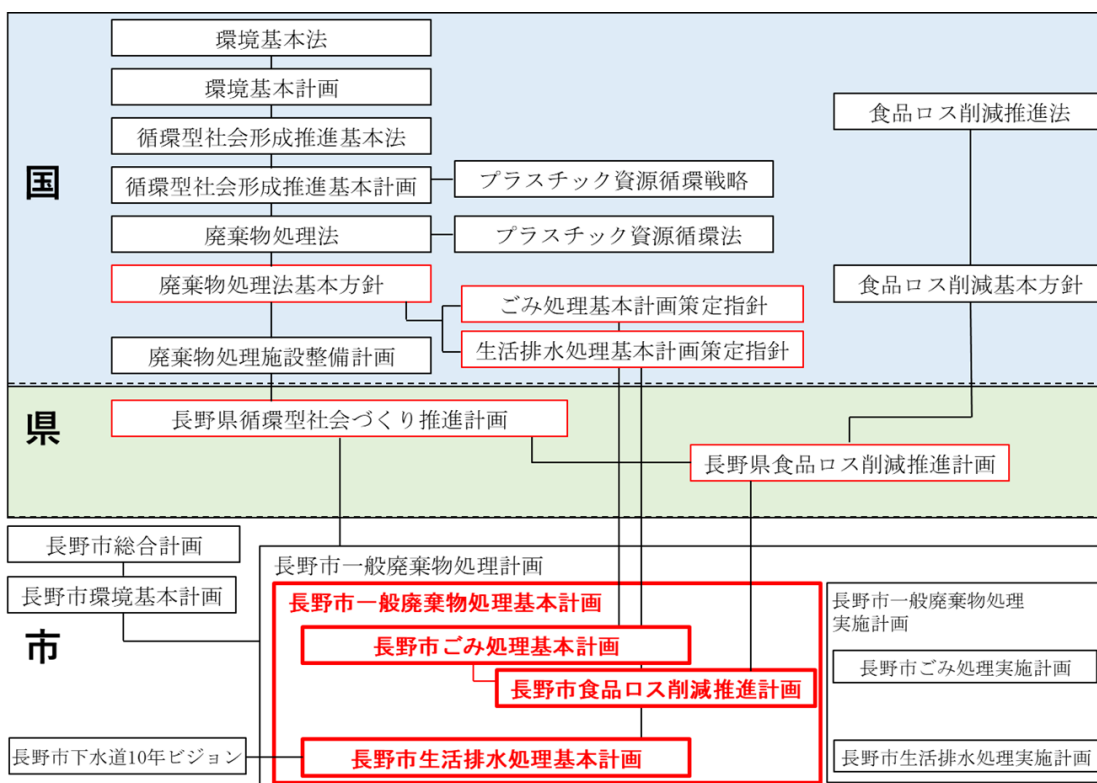
### 3 計画の位置付け 他の計画との関係

他の計画との関係は、図1-1-2に示すとおりです。

本計画は、本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画に位置し、「ごみ処理基本計画（食品ロスに関する内容も含む）」と「生活排水処理基本計画」で構成します。

また、本計画の上位計画にあたる令和9年度施行予定の第6次長野市総合計画及び第4次長野市環境基本計画の基本理念や基本方針を具現化するための個別計画であるため、各計画と整合性を図ります。

図1-1-2 他の計画との関係



### 4 適用範囲・計画期間

#### (1) 適用範囲

市町村は、一般廃棄物の処理に関して統括的な処理責任を有しています。

- ア 対象地域 長野市内全区域
- イ 対象となる廃棄物 長野市で発生する全ての一般廃棄物（食品ロス含む）

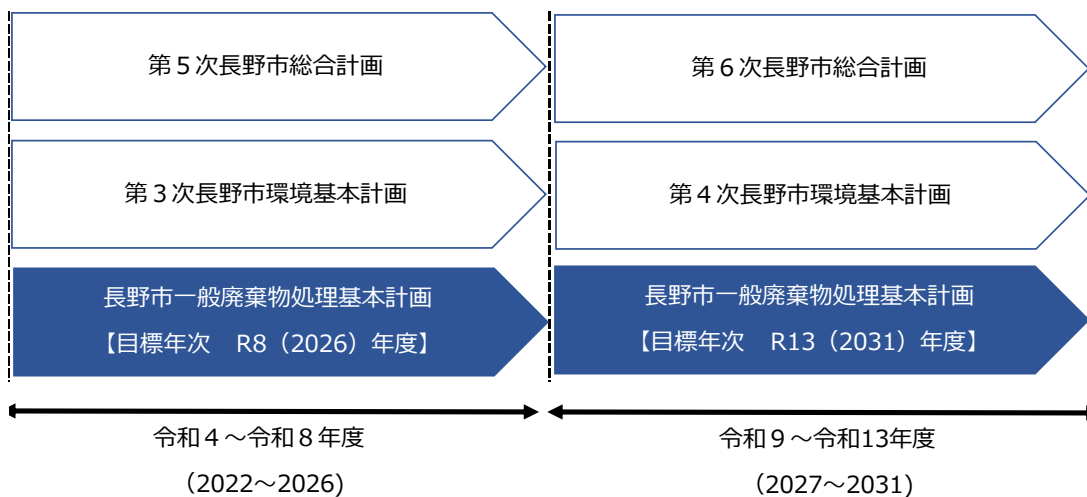
#### (2) 計画期間

令和9年度 から 令和13年度 まで（5年間）

本計画は、第6次長野市総合計画及び第4次長野市環境基本計画の計画期間と合わせるため、令和9（2027）年度から令和13（2031）年度までの5年間の計画期間とします。

なお、制度改正など、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や、目標に向けた計画の進捗状況なども踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

図1-1-3 計画期間のイメージ



## 5 計画の見直し

本計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合など、PDCAサイクルにより継続的に本計画の点検、評価、見直しを行います。

図1-1-4 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル



## 第2章 長野市の概況

### 1 位置・沿革

長野市は平安の昔より善光寺の門前町として発展してきましたが、集落を形成したのは室町時代以降のことであり、江戸時代に人口1万人余の村となりました。その後明治の廃藩置県によって県庁の所在地となり、以後周辺町村との合併の後、明治30年4月1日に市制を施行し、県内初の市として誕生しました。

以来、大正12年、昭和29年、昭和41年、平成17年、平成22年の5回にわたる周辺の市町村との合併を経て都市化が進み、現在面積834.81 k m<sup>2</sup>、人口36万人余を擁する地方中核都市となりました。

平成5年3月上信越自動車道が開通、平成9年10月には北陸新幹線が開通し、高速交通網が整備され、翌年2・3月に'98冬季オリンピック・パラリンピックを開催しました。平成11年4月には中核市に移行し、地方分権に対応した都市機能の充実を図っています。

人口の推移（国勢調査結果 各年10月1日現在）

年次	①総人口（人）	②世帯数（世帯）	世帯人数（①/②）
平成12年(2000年)	360,112	130,092	2.77
平成17年(2005年)	378,512	140,842	2.69
平成22年(2010年)	381,511	146,520	2.60
平成27年(2015年)	377,598	150,414	2.51
令和2年(2020年)	372,760	156,975	2.37
令和8年(2025年) 4月1日	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇. 〇〇

※令和8(2026)年度は住民基本台帳人口（外国人登録者含む）

※上記の記載内容は、今後、総合計画の記載内容が確定した際に適宜修正させていただきます。（令和8年度内容が最新の年次になる）

## 2 人口・産業の概況

### (1) 人口動態

(令和6年人口動態結果報告書より)

#### ア 年次別人口及び世帯

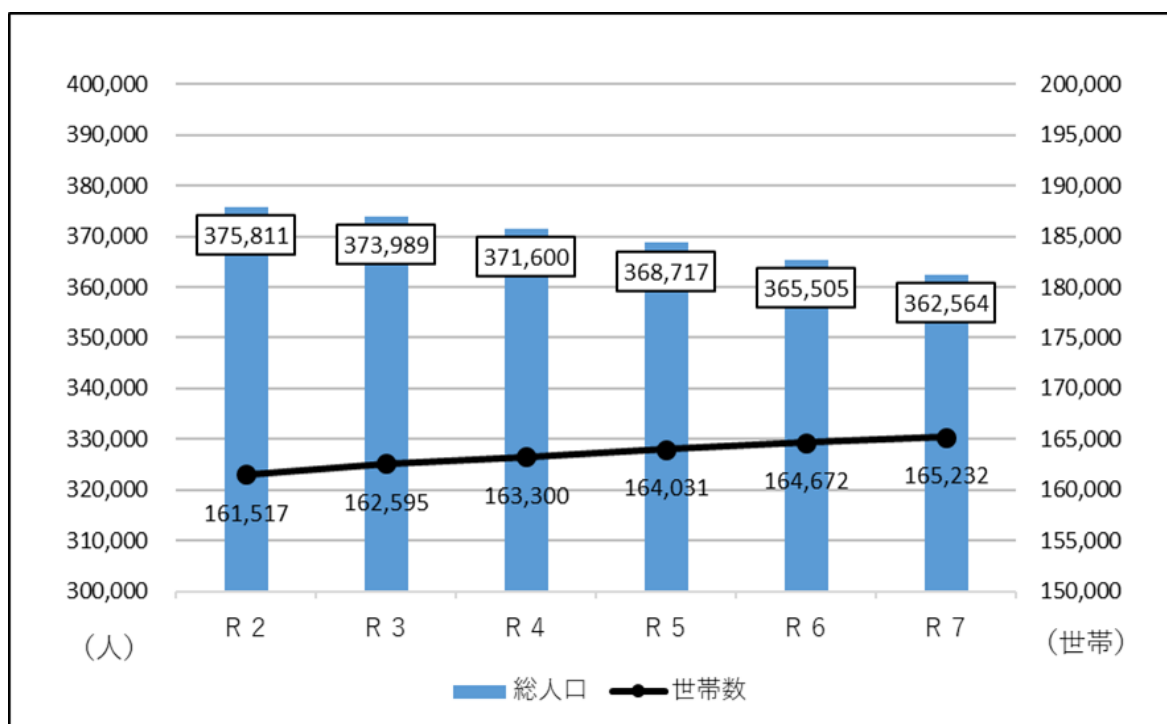
令和7年1月1日現在の長野市の総人口は362,564人で、このうち男性は176,252人(48.6%)、女性は186,312人(51.4%)で、男性と比較すると、女性が10,060人多くなっています。前年と比較すると、総人口は2,941人、男性は1,296人、女性は1,645人それぞれ減少し、世帯は560世帯増加しました。1世帯当たりの人員は、2.2人となり、前年から変化がありませんでした。

また、人口密度は、434.3人/㎢で、3.5人/㎢減少しました。

表1-2-1 年次別人口及び世帯数

年次	1月1日 現在総人口 (人)	男性 (人)	女性 (人)	面積 (㎢)	人口密度 (人/㎢)	世帯 (世帯)	1世帯当 たり人員 (人)
令和2年	375,811	182,229	193,582	834.81	450.2	161,517	2.32
令和3年	373,989	181,377	192,612	834.81	447.9	162,595	2.30
令和4年	371,600	180,288	191,312	834.81	445.1	163,300	2.27
令和5年	368,717	178,986	189,731	834.81	441.7	164,031	2.24
令和6年	365,505	177,548	187,957	834.81	437.8	164,672	2.21
令和7年	362,564	176,252	186,312	834.81	434.3	165,232	2.19

図1-2-1 人口及び世帯数の推移



## イ 年齢構成（年齢3区分別人口）

令和7年1月1日現在の年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）が40,869人（構成比11.3%）、生産年齢人口（15～64歳）が209,651人（構成比57.8%）、老年人口（65歳以上）が112,044人（構成比30.9%）となりました。

また、前年と比較すると、年少人口は1,215人、生産年齢人口は1,615人それぞれ減少し、老年人口は111人増加しました。

なお、年齢構成比を見ると、年少人口及び生産年齢人口が減少し老年人口が増加する、いわゆる少子高齢化の傾向が伺え、さらに、これは過去5年間とも共通しています。

表1-2-2 年齢3区分別人口

年次	年少人口(0～14歳)		生産年齢人口(15～64歳)		老年人口(65歳以上)	
	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)
令和3年	45,684	12.2	216,837	58.0	111,468	29.8
令和4年	44,674	12.0	214,790	57.8	112,136	30.2
令和5年	43,446	11.8	213,224	57.8	112,047	30.4
令和6年	42,084	11.5	211,266	57.8	112,155	30.7
令和7年	40,869	11.3	209,651	57.8	112,044	30.9

## (2) 産業の動向（長野市の事業所 令和3年経済センサス-活動調査結果報告書より）

## ア 長野市の事業所数及び従業者数

令和3年6月1日現在における市内の民営事業所（以下「事業所」という。）は17,811事業所、従業者数は184,932人となっています。

男女別にみると、「男」が100,946人（構成比54.5%）で「女」が82,912人（構成比45.5%）となっています。

表1-2-3 地区別事業所数、従業者数

単位：事業所、人

地区名	事業所数	従業者数 総数	従業者数 男	従業者数 女
<b>長野市総数</b>	<b>17,811</b>	<b>184,932</b>	<b>100,946</b>	<b>82,912</b>
第一地区	326	1,752	902	850
第二地区	665	5,853	3,030	2,812
第三地区	1,740	15,738	7,564	7,981
第四地区	617	6,723	3,435	3,261
第五地区	1,031	14,939	8,060	6,867

芹田地区	1,924	23,808	13,065	10,604
古牧地区	1,474	14,412	8,176	6,127
三輪地区	437	3,238	1,420	1,768
吉田地区	637	4,781	2,594	2,182
古里地区	330	3,783	1,651	2,132
柳原地区	242	2,869	1,803	1,061
浅川地区	100	551	258	293
大豆島地区	527	6,055	3,884	2,142
朝陽地区	657	7,605	4,590	2,955
若槻地区	503	5,274	2,154	2,093
長沼地区	152	2,307	1,592	715
安茂里地区	462	4,246	2,153	2,093
小田切地区	17	54	41	13
芋井地区	75	382	200	182
篠ノ井地区	1,336	13,489	6,637	6,725
松代地区	585	5,315	2,835	2,466
若穂地区	457	5,441	3,664	1,773
川中島地区	804	7,140	3,810	3,285
更北地区	1,687	21,841	13,300	8,371
七二会地区	51	309	158	151
信更地区	52	304	155	149
豊野地区	315	2,814	1,529	1,282
戸隠地区	234	1,049	557	492
鬼無里地区	60	409	225	184
大岡地区	45	207	123	84
信州新町地区	206	1,776	1,069	707
中条地区	63	468	312	156

※産業分類に必要な事項が得られなかった事業所を除く。

※従業者数の総数には男女別が不詳の従業者を含むため、男女の合計は総数と一致しない。

## イ 産業（大分類）、事業所数、従業者数及び売上（収入）金額

### (ア) 事業所数

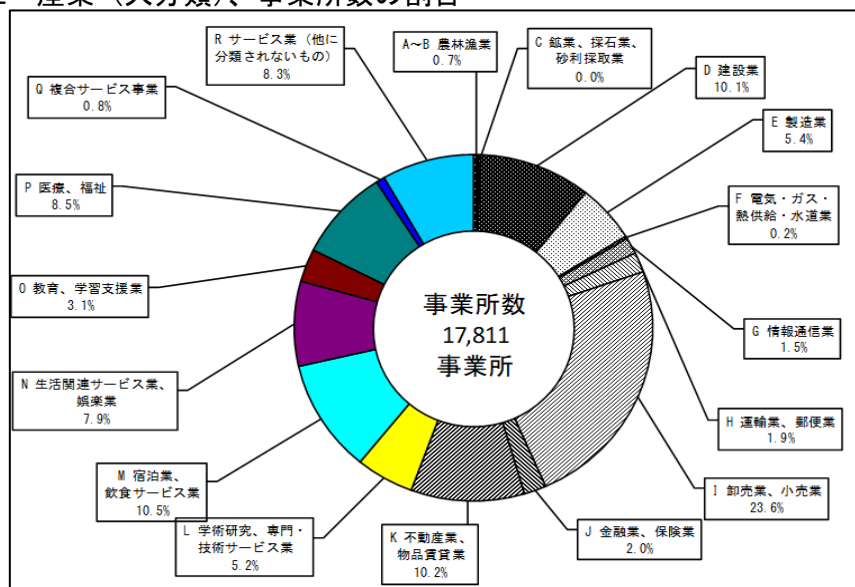
産業（大分類）別にみると、「卸売業、小売業」が4,212事業所（構成比23.6%）で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が1,875事業所（同10.5%）、「不動産業、物品賃貸業」が1,824事業所（同10.2%）となっています。

表1-2-4 産業（大分類）、事業所数

単位：事業所、%

産業（大分類）		令和3年	
		実数	構成比
A～R	総数	17,811	100.0
A～B	農林漁業	117	0.7
C	鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.0
D	建設業	1,797	10.1
E	製造業	958	5.4
F	電気・ガス・熱供給・水道業	43	0.2
G	情報通信業	271	1.5
H	運輸業、郵便業	331	1.9
I	卸売業、小売業	4,212	23.6
J	金融業、保険業	356	2.0
K	不動産業、物品賃貸業	1,824	10.2
L	学術研究、専門・技術サービス業	935	5.2
M	宿泊業、飲食サービス業	1,875	10.5
N	生活関連サービス業、娯楽業	1,409	7.9
O	教育、学習支援業	548	3.1
P	医療、福祉	1,514	8.5
Q	複合サービス事業	140	0.8
R	サービス業（他に分類されないもの）	1,478	8.3

図1-2-2 産業（大分類）、事業所数の割合



## (イ) 事業所数

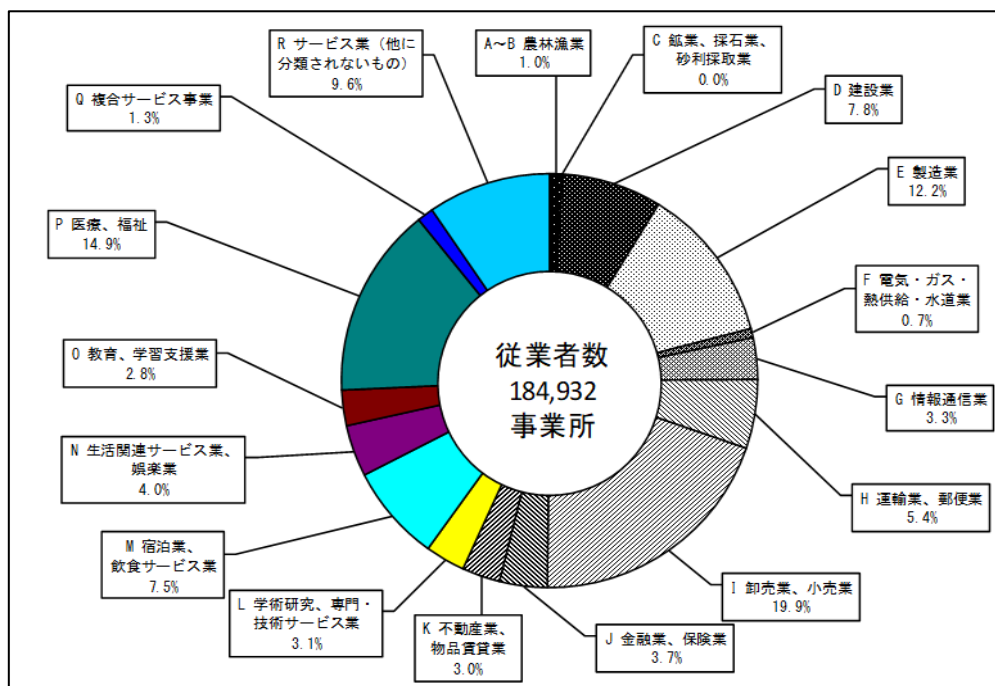
産業（大分類）別にみると、「卸売業、小売業」が36,742人（構成比19.8%）で最も多く、次いで「医療、福祉」が27,571人（同14.9%）、「製造業」が22,519人（同12.1%）となりました。

表1-2-5 産業（大分類）、従業者数

単位：人、%

産業（大分類）		令和3年	
		実数	構成比
A～R	総数	184,932	100.0
A～B	農林漁業	1,859	1.0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	20	0.0
D	建設業	14,349	7.8
E	製造業	22,519	12.2
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1,327	0.7
G	情報通信業	6,017	3.3
H	運輸業、郵便業	9,950	5.4
I	卸売業、小売業	36,742	19.9
J	金融業、保険業	6,854	3.7
K	不動産業、物品賃貸業	5,463	3.0
L	学術研究、専門・技術サービス業	5,730	3.1
M	宿泊業、飲食サービス業	13,940	7.5
N	生活関連サービス業、娯楽業	7,442	4.0
O	教育、学習支援業	5,136	2.8
P	医療、福祉	27,571	14.9
Q	複合サービス事業	2,335	1.3
R	サービス業（他に分類されないもの）	17,678	9.6

図1-2-3 産業（大分類）、従業者数の割合



## (ウ) 売上（収入）金額

産業（大分類）別にみると、「卸売業、小売業」が1兆7,405億4,800万円（構成比30.3%）で最も多く、次いで「医療、福祉」が1兆1,584億8,800万円（同20.2%）、「製造業」が5,985億4,800万円（同10.4%）となりました。

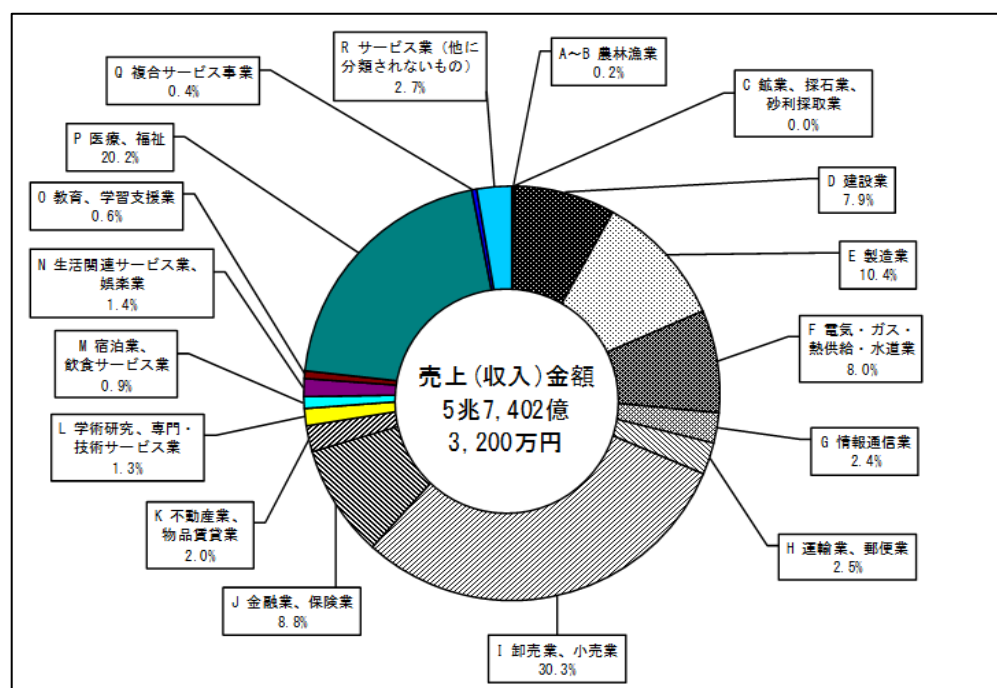
表1-2-6 産業（大分類）、売上（収入）金額

単位：百万円、%

産業（大分類）		令和3年	
		売上（収入）金額	構成比
A~R	総数	5,740,232	100.0
A~B	農林漁業	10,805	0.2
C	鉱業、採石業、砂利採取業	227	0.0
D	建設業	452,702	7.9
E	製造業	598,548	10.4
F	電気・ガス・熱供給・水道業	459,510	8.0
G	情報通信業	135,578	2.4
H	運輸業、郵便業	142,967	2.5
I	卸売業、小売業	1,740,548	30.3
J	金融業、保険業	503,235	8.8
K	不動産業、物品賃貸業	116,767	2.0

L	学術研究、専門・技術サービス業	77,060	1.3
M	宿泊業、飲食サービス業	52,277	0.9
N	生活関連サービス業、娯楽業	80,442	1.4
O	教育、学習支援業	34,059	0.6
P	医療、福祉	1,158,488	20.2
Q	複合サービス事業	22,212	0.4
R	サービス業（他に分類されないもの）	154,806	2.7

図1-2-4 産業（大分類）、別民営事業所売上（収入）金額の割合



※上記の記載内容は、今後、統計情報が更新された際に適宜修正させていただきます。

## 第3章 上位計画

### 1 長野市の計画

#### (1) 長野市総合計画

本市では、令和9年度から令和13年度までの5年間を計画期間とした「第6次長野市総合計画」を令和9年4月に施行します。この計画は、まちづくりの長期的な展望を市民と共有するために必要な計画です。「**幸せ実感とし『ながの』～オールながので未来を創造しよう**」を令和18年度に目指す将来像に掲げ、まちづくりを進めていきます。(表1-3-1)

表1-3-1 長野市総合計画の概要

計画名称：第6次長野市総合計画

策定年度：令和8年度（2026年度）

計画期間：令和9年度～令和18年度

推計人口：32.6万人（令和18年度）

目 指 す 姿	市民や事業者がごみの発生抑制に積極的に取り組み、排出量が年々減少している
主な取組	事業所からのごみの発生抑制に向けた啓発・指導を強化します
	家庭等からのごみの発生抑制を促進します
	資源の適正かつ有効な利活用を促進します
	関係市町村と連携した広域的なごみ処理体制を構築します
	ごみの適正処理を推進します

#### (2) 長野市環境基本計画

本市では、令和9年度から令和13年度までの5年間を計画期間とした「第4次長野市環境基本計画」を令和9年3月に策定しています。この計画は、長野市環境基本条例第7条に基づく環境保全等に関する基本的な計画として位置づけられるもので、「第6次長野市総合計画」に定められた本市の将来像を環境の面から実現することを目指したものです。

本市の環境将来像を「**共に育み 未来につなぐ豊かな自然と確かな暮らし**」と掲げ環境将来像の実現のための取組を行っていきます。(表1-3-2)

表1-3-2 長野市環境基本計画の概要

計画名称：第4次長野市環境基本計画

策定年度：令和8年度（2026年度）

計画期間：令和9年度～令和18年度

基本目標	環境項目	施策の方向
共に育み 未来につなぐ 豊かな自然と確かな暮らし	脱炭素社会の実現	バイオマス資源の有効活用、省エネルギーの推進、気候変動への適応、脱炭素型の地域づくりの推進など
	循環型社会の実現	4Rの推進、廃棄物の適正処理、プラスチックスマート
	豊かな自然環境の保全	生物多様性の確保、農林・農地の保全と活用、身近な緑の保全と創出、良好な水辺の保全と創出
	良好で快適な環境保全と創造	環境汚染対策、身近な生活環境の保全、美しいまちなみの保全と創出
	協働と学びの推進	協働の推進、学びの推進

## 2 国の計画

### (1) 循環型社会形成推進基本計画

国では、循環型社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、「循環型社会形成推進基本法」に基づき「循環型社会形成推進基本計画」を策定しています。同計画は、廃棄物の発生抑制（リデュース）を最優先とし、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を適切に進めることで、資源の循環利用を一層促進することを目的としています。

また、循環型社会の実現状況を把握するため、循環型社会の構築に向けた数値目標を設定するとともに、ライフサイクル全体での資源効率の向上、プラスチック資源循環の強化、食品ロス削減、自治体・事業者・市民が協働した取組の推進など、国として取り組むべき方向性を示しています。

表1-3-3 一般廃棄物に関する指標（抜粋）

指標	目標年度	数値目標
1人1日あたりごみ焼却量	令和12年度	約580グラム
廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合	令和9年度	46%
長期広域化・集約化計画を策定	令和9年度	100%
一般廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数	令和12年度	令和2年度水準（22年分）を維持

## (2) 国の基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針が令和7年2月に改定されました。

表1-3-4 一般廃棄物の減量化の目標量

区 分	目標年度	数値目標
一般廃棄物の排出量	令和12年度	令和4年度比約9%削減
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量		約478グラム
一般廃棄物の出口側循環利用率		約26%
一人一日当たりのごみ焼却量		約580グラム
一般廃棄物の最終処分量		令和4年度比約5%削減

## 3 長野県の計画

### (1) 長野県循環型社会づくり推進計画

長野県では、廃棄物処理法に基づき、県内で発生する廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）及び適正処理の推進を図るため、「[長野県循環型社会づくり推進（第6期）](#)」を令和8年2月に策定しています。

表1-3-5 長野県廃棄物処理計画（第6期）の概要

区 分	目標年度	数値目標
一人一日当たりのごみ排出量	令和12年度	740グラム（全国最小水準以下を目指す）
ごみの総排出量		523千トン
リサイクル率		25.0%（全国トップ3水準を目指す）
最終処分量		21千トン（約10%削減）
家庭系食品ロス発生量		30千トン（約15%削減）
事業系食品ロス発生量		20千トン（約15%削減）

※上記の記載内容は、上位計画の指標が更新された際に適宜修正させていただきます。

## 第 2 部

# ごみ処理基本計画

# 食品ロス削減推進計画

# 第1章 ごみ処理、食品ロスの現況

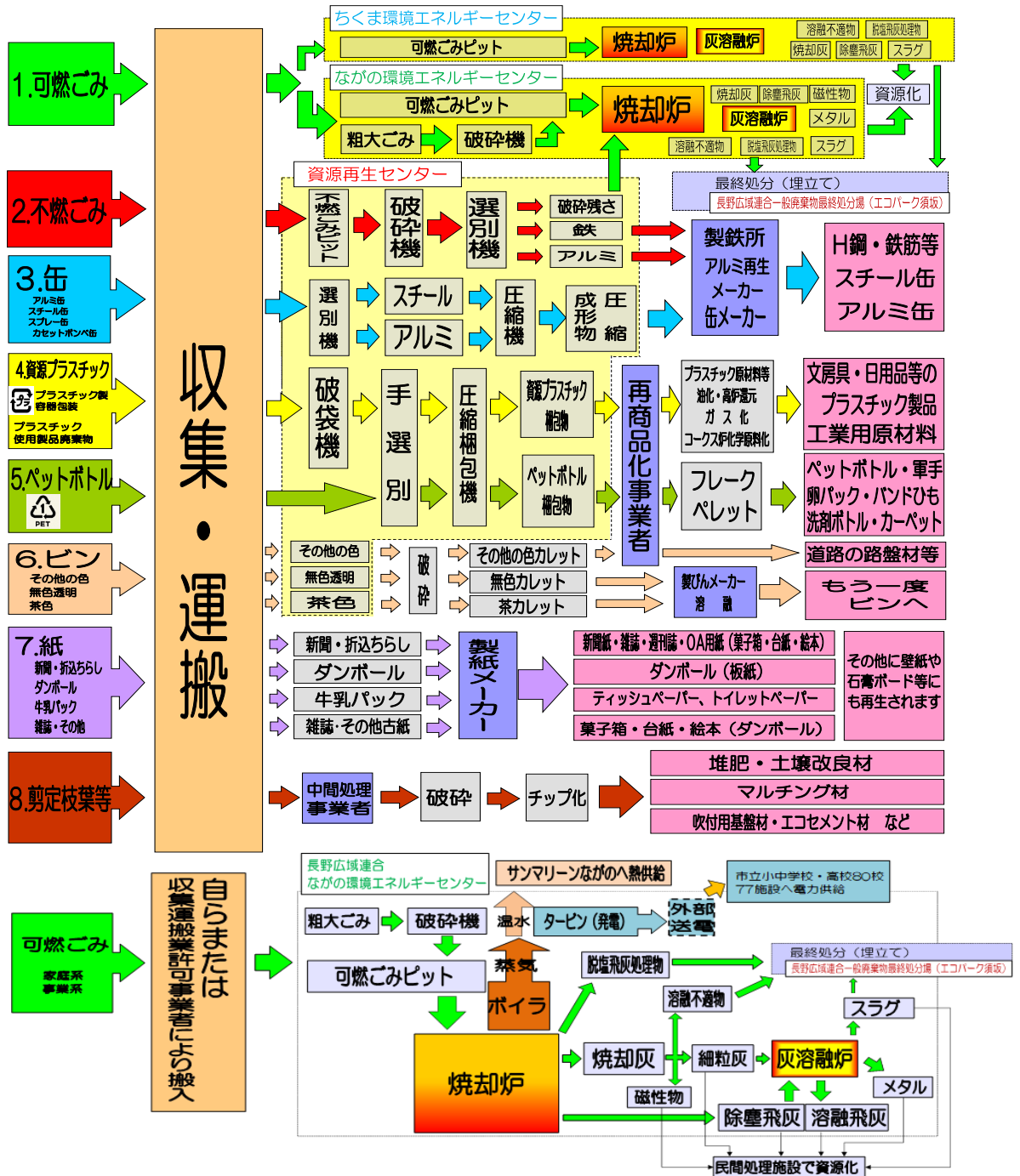
## 1 ごみ処理の流れ

本市から発生したごみは、ながの環境エネルギーセンター、長野市資源再生センター（以下「資源再生センター」という）及びちくま環境エネルギーセンターに搬入し、中間処理、一時保管を行った上で再資源化等を行っています。

種類別のごみ処理の流れは次のとおりです。

## 長野市の家庭ごみ・資源物のゆくえ

令和8年4月～



## 2 ごみの処理体制

### (1) 家庭ごみ

#### ア 家庭ごみの分別区分


本市の家庭から発生したごみの分別種類は、大きく分けて①可燃ごみ、②不燃ごみ、③資源ごみの8分別18種別に大別されます。拠点回収品目である蛍光灯、廃食用油、小型家電に分けられます。


家庭から分別して排出されたごみは、市が委託する業者が収集します。事業活動に伴って発生したごみは、一般廃棄物収集運搬業許可業者へ収集を依頼します。

また、市民や排出事業者自らが、処理施設へ直接持ちこむことも可能としています。

#### 8分別18種別

令和8年4月1日現在

区分	具 体 例	排 出 方 法
可 燃 ご み	生ごみ、漬物かす、布類、革・ゴム製品、資源プラスチックの基準を満たさない100%プラスチック類など	市指定の可燃ごみ袋に入れて可燃ごみステーションへ出す。  濡れても破れない丈夫な袋に「灰」と明記し、可燃ごみステーションへ出す。
	家庭灰	
不 燃 ご み	せと物類、ビン以外のガラス類、電球類、缶以外の金属類、素焼きの鉢など	市指定の不燃ごみ袋に入れて不燃ごみ・資源物ステーションへ出す。
資源物	○ プラスチック製容器包装 プラマークのついているジャンプのボトル、カップ 麺の容器等 	市指定のプラスチック製容器包装袋に入れて可燃ごみステーション（一部不燃ごみ・資源物ステーション）へ出す。
	○ 長さ30cm未満かつ厚さ5mm未満の100%プラスチック製品 チャック付き保存袋、クリアファイルや歯ブラシ等	
紙	①新聞・折込ちらし ②段ボール ③紙パック ④雑誌・その他古紙  に4分別	ひもで十文字に梱包して不燃ごみ・資源物ステーションへ出す。小さな古紙は紙袋に入れ、ひもで十文字に縛って出すこともできる。
ビン（電池含む）		

	ビン	①無色透明 ②茶色 ③その他の色	不燃ごみ・資源物ステーションの市指定のコンテナへ次の方法で出す
	電池	に3分別  ①乾電池 ②充電式電池類 ・充電式電池 ・充電式電池が内蔵された小型家電	・ビン類 バラの状態です左記の①から③の色ごとに指定のコンテナに出す。 ただし、視覚障がい者については、ビンに分けずに袋に入れ、「視覚障がい者排出瓶用袋」シールを貼付し排出できる。 ・乾電池 乾電池は、バラの状態です指定のコンテナに出す。 ・充電式電池類 外せるパーツは外し、絶縁し無色透明のビニール袋に入れコンテナに出す。
	缶	スチール缶、アルミ缶、缶詰の空き缶、スプレー缶・カセットボンベ缶（中身を使いきり穴を開けたものに限る）	バラの状態です不燃ごみ・資源物ステーションの市指定の缶収集用ネット袋へ出す。
	ペットボトル	飲料、酒類、醤油、醤油加工品、みりん風調味料、食酢、ノンオイルタイプのドレッシングなどのペットボトルマークのついているプラスチックボトル 	フタ・ラベルを取り、バラの状態です不燃ごみ・資源物ステーションの市指定のペットボトル収集用ネット袋に出す。
	剪定枝葉等	庭木の剪定枝葉や竹、庭の草花や切花、家庭菜園から出る茎や葉、雑草、落ち葉、食用にならない実や種	枝類はひもで縛り、草・葉等は透明又は半透明な袋（市指定以外の袋）に入れてプラ・枝葉ステーションへ出す。（※）
その他拠点回収し	家庭用使用済蛍光灯	割れていないものに限る。（割れているものは、不燃ごみとして出す。）	サンデーリサイクル会場、長野県電機商業組合加盟の回収協力店、市本庁、支所へ持ち込む。
	廃食用油	家庭で使い終わった植物性の廃食用油	サンデーリサイクル会場へ持ち込む。

	家庭用使用済小型家電	電気や電池で動く電子・電気機器	サンデーリサイクル会場、長野県電機商業組合加盟の回収協力店へ持ち込む。
--	------------	-----------------	-------------------------------------

※戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区の剪定枝葉等は拠点（サンデーリサイクル）回収

## イ 家庭ごみの分別の経緯

平成6年(1994年)8月から可燃ごみ、不燃ごみ、紙、ビン、缶の5分別実施。平成8年(1996年)11月から容器包装リサイクル法（平成9年(1997年)4月一部施行）に先駆け、ペットボトルの分別を実施。平成16年(2004年)4月から、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装の分別収集を実施。平成21年(2009年)10月から剪定枝葉の分別収集を実施し、現在の8分別となっています。

特に、紙は4種別（①新聞・折込ちらし、②ダンボール、③牛乳パック、④雑誌・その他の古紙）に分けて排出（平成11年(1999年)4月から平成16年(2004年)3月までは新聞とチラシを分別し5種に分けていた）、ビンは3種別（①無色透明、②茶色、③その他の色）に分けて排出するなど細分別を求めています。その他に乾電池と家庭灰、平成19年(2007年)4月からは割れていない家庭用使用済蛍光灯を分別しているため、実質16種別となりました。

家電4品目以外の小型家電については、平成25年(2013年)4月に小型家電リサイクル法が施行され、本市でも貴重な金属類のリサイクルのため、平成27年(2015)4月からサンデーリサイクル実施2会場、小型家電回収協力店（長野県電機商業組合加盟の一部店舗）で回収しています。

平成31年(2019年)3月にながの環境エネルギーセンターが供用開始になったことに伴い、平成31年(2019年)4月から家庭灰の排出方法をビンの日から可燃ごみの日に変更しました。

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、本市でもプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進していくために令和8年4月から「資源プラスチック」として一括回収を開始しました。

また、プラスチックに覆われた充電式電池類が誤って混入し、発火するリスクが、これまで以上に懸念されることから、「充電式電池類」の分別収集も併せて開始しました。（表2-1-1）

表2-1-1 家庭ごみの分別の主な経過

昭和57年7月	3分別 ・可燃・不燃・資源ごみの実施
平成6年8月	5分別 ・可燃・不燃・紙・ビン・缶及び指定袋制度開始
平成8年11月	6分別 ・家庭ごみ用指定袋実費負担制度開始（超過量従量型） （※一定枚数まで指定袋を小売店で購入できるチケット制度。一定枚数を超える場合は、市窓口で処理手数料込みの指定袋購入） ・ペットボトル分別収集・資源化開始
平成16年4月	7分別 ・プラスチック製容器包装分別収集・資源化開始
平成21年10月	8分別 ・家庭ごみ処理手数料有料化制度開始（単純従量型） ・剪定枝葉等の分別収集・資源化開始 ・産業廃棄物の市清掃センターへの搬入禁止
令和8年4月	8分別 ・資源プラスチック、充電式電池類の収集開始

## ウ 家庭ごみの収集運搬体制

### (ア) 定期収集ごみ

定期収集ごみは、地区等が設置、維持管理する所定の場所（原則としてそれを利用しようとする住民等が協議の上、位置を定め、行政連絡区長等がその場所を別に定める様式により市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。以下「ごみ集積所」という。）及び別に定める指定回収場所での定日収集方式とし、市が委託した事業者が以下の収集回数により収集運搬を行っています。

定期収集ごみの排出方法等は、地区ごとに作成する「長野市家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」等により周知しています。

表2-1-2 定期収集ごみの収集運搬体制（令和7年4月1日現在）

区分	可燃 ごみ (家庭灰)	資源 プラス チック	剪定 枝葉	不燃 ごみ	紙	ビン 電池	缶	ペット ボトル
収集回数	週2回	週1回	週1回	4週 1回	4週 1回	4週 1回	4週 1回	4週 2回
集積所数	6,034			5,138 (計) 11,172				
収集時間	8:00~17:00							
収集体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区を除く地域 委託収集（委託事業者：長野市委託清掃事業協同組合） パッカー車66台、平ボディ車23台、従事者140名</li> <li>・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区 委託収集（豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区ごとに委託） パッカー車25台、平ボディ車12台、作業員78名（※他地区との兼務を含む）</li> </ul>							

※豊野地区の不燃ごみ、ビン、電池、ペットボトルの収集は月1回（紙、缶は月2回）

※信州新町地区の一部及び戸隠・鬼無里・大岡地区の可燃ごみの収集は週1回

※戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区の剪定枝葉は、サンデーリサイクル会場で拠点回収を実施

#### (イ) 一時多量ごみ

家庭から一時的に多量に発生するごみについては、次のいずれかにより処理しています。

なお、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターへ持ち込むごみの受け入れ基準は、「家庭ごみ受入廃棄物一覧表」により定めています。

- a 排出者が自ら地区ごとの定期収集ごみと同様に分別し、可燃ごみはながの環境エネルギーセンターへ、不燃ごみは資源再生センターへ持ち込む。
- b 排出者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者へ処理施設へ運搬を依頼する。

#### (ウ) 特定家庭用機器廃棄物

特定家庭用機器廃棄物（家電4品目）については、次のいずれかにより処理しています。

- a 購入店または買い替えをする販売店に引き取りを依頼する。
- b 郵便局でリサイクル料金支払い後、排出者が自ら指定引取場所または資源再生センターに持ち込む。
- c 郵便局でリサイクル料金支払い後、資源再生センターまたは一般廃棄物収集運搬業許可業者に指定引取場所への運搬を依頼する。
- d ブラウン管テレビを除く特定家庭用機器廃棄物については、直富商事(株)へ排出者が自ら持ち込むか一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬を依頼し、別途処理料金を支払うことで処理することができる。

(エ) 資源物の拠点回収

定期収集を補完するため、家庭から発生した資源物の一部について、指定回収場所での拠点回収を実施しています。

a サンデーリサイクル

定期収集以外に紙・缶・ビン・ペットボトルの排出機会を増やすために、毎週日曜日スーパーマーケット等の19か所中、週ごとに定められた箇所の駐車場に置いた収集車両においてこれらの資源物を回収しています。また、蛍光灯・廃食用油（一部会場のみ）・剪定枝葉（一部会場のみ）・乾電池類（充電式、ボタン・コイン型電池は対象外）についても回収し、資源化を行っています。

なお、平成27年度からは、2会場において、実施月を限定のうえ、使用済小型家電の回収を実施しています。

b 家庭用蛍光灯

割れていない使用済みの家庭用蛍光灯は、サンデーリサイクル、回収協力店、市役所、支所、連絡所（信里、柵）で随時回収を実施しています。

c 使用済小型家電

使用済小型家電は、サンデーリサイクル及び市が委託した小型家電回収協力店で随時回収を実施しています。

(オ) 市ごみ処理施設で処理できない廃棄物

家庭から出るタイヤ、コンクリートブロック等の、市ごみ処理施設で処理できない指定廃棄物について、次のいずれかにより処理しています。

a 排出者が自ら資源再生センターへ持ち込み予約し、資源再生センターストックヤードに持ち込む。

b 排出者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者へ運搬を依頼するか、同事業者へ搬入する。

## (2) 事業ごみ

### 分別区分・収集運搬体制

事業者は、その事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、事業ごみの発生から処分までの最終的な責任は排出事業者において負うものとしています。

また、事業者は、事業ごみの減量その他適正な確保等に関し、市の施策に協力するものとしています。

本市の事業系一般廃棄物は、次のいずれかにより処理するものとしています。

- (ア) 排出者が自ら、可燃ごみ、紙、ビン、缶、ペットボトル（ビン、缶、ペットボトルは、従業員の飲食等に伴って生じたものに限る。）に5分別し、可燃ごみはながの環境エネルギーセンターに、可燃ごみ以外のものは資源再生センターに自己搬入する。
- (イ) 排出者が自ら、一般廃棄物処分業許可業者、一般廃棄物再生活用業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）又は登録再生事業者に自己搬入する。
- (ウ) 排出者が自ら、一般廃棄物収集運搬業許可業者又は一般廃棄物再生輸送業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に処理施設への運搬を委託する。
- (エ) 国民宿舎松代荘の調理過程で発生する野菜くずは、資源への転換を促進するため、国民宿舎松代荘は、野菜くずの運搬を市農業研修センターに委託する。

### (3) 資源化、中間処理及び最終処分方法

主な品目の資源化、中間処理及び最終処分方法は次に掲げるとおりです。

#### ア 可燃ごみ

可燃物は、ながの環境エネルギーセンター・ちくま環境エネルギーセンターで焼却処理しています。焼却して発生した焼却灰（主灰）及び除塵飛灰の一部は、溶融しています。

焼却処理して発生するものには、主灰、除塵飛灰、脱塩飛灰、溶融不適物（磁性物など）があります。また、溶融して生成・発生しているものには、溶融飛灰、メタル、スラグがあります。これらは、ながの環境エネルギーセンター運営事業者（ながの環境テクノロジー(株)）の委託事業者または長野広域連合委託事業者が再資源化または埋め立てしています。

焼却処理に伴い発生した熱で、発電・熱利用を行い、積極的にエネルギーを有効活用しています。発電された電気の一部は、市立の小中高等学校75施設に供給し、電力の地産地消を図っています。また、隣接する「サンマリーンながの」へ冷暖房の熱源を供給しています。

#### イ 不燃ごみ

資源再生センター資源化施設で破砕・選別処理（資源化处理）し、鉄・アルミの有価物は長野資源協同組合に売却しています。資源化处理した後の残渣（資源化残渣）は、ながの環境エネルギーセンターに搬入し、中間処理（減容処理）した後、資源化または最終処分しています。

#### ウ 缶

資源化施設で選別・プレスして民間事業者へ売却し、リサイクルしています。

#### エ 資源プラスチック及びペットボトル

資源再生センターの資源プラスチック圧縮梱包施設で梱包した後、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引渡し、リサイクルしています。

#### オ ビン

無色透明、茶色及びその他の色の3色に区分された状態でストックし、無色透明・茶は長野資源協同組合に売却、その他の色は（公財）日本容器包装リサイクル協会に引渡ししています。

#### カ 紙

集積所から収集したものは、長野資源協同組合に直接搬入し、売却しています。

#### キ 剪定枝葉等

集積所から収集したものは、委託先の民間資源化事業者へ搬入し、資源化しています。

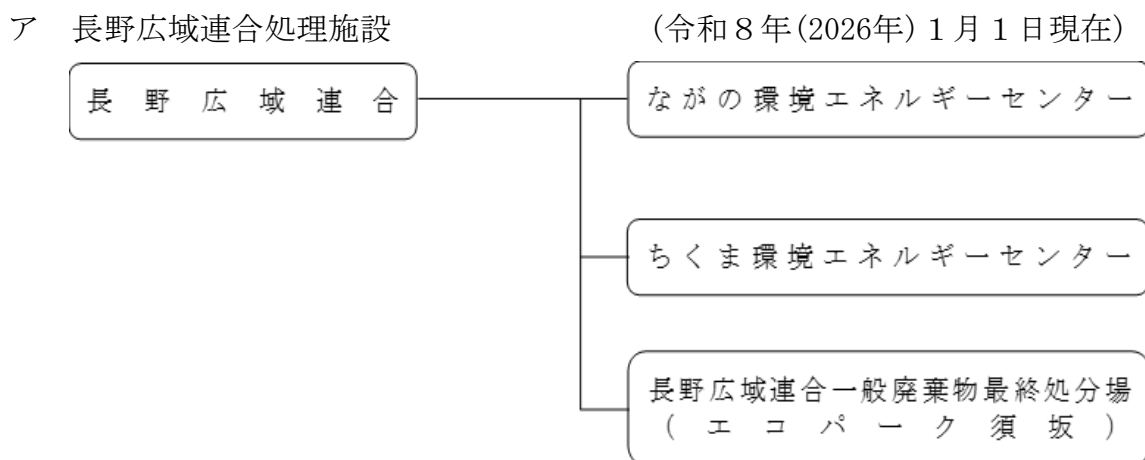
資源再生センターに直接搬入される剪定枝葉等は、資源再生センター内のストックヤードで受け入れた後、委託先へ搬入し、資源化しています。

(4) ごみ処理施設の運営管理体制

ごみ処理施設の管理運営体制は次に掲げるとおりです。

なお、平成31年(2019年)3月をもって北信保健衛生施設組合から離脱したことに伴い、平成31年(2019年)4月から豊野地区の可燃ごみ、ビン類、缶類及びペットボトルについても、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターで処理しており、ごみ処理体制が全市統一されています。

また、本市が加盟する長野広域連合では、ごみ処理広域化基本計画を策定しており、将来(令和11年度)計画しているごみ処理システムは、図2-1-1に示すとおりです。



中間処理施設

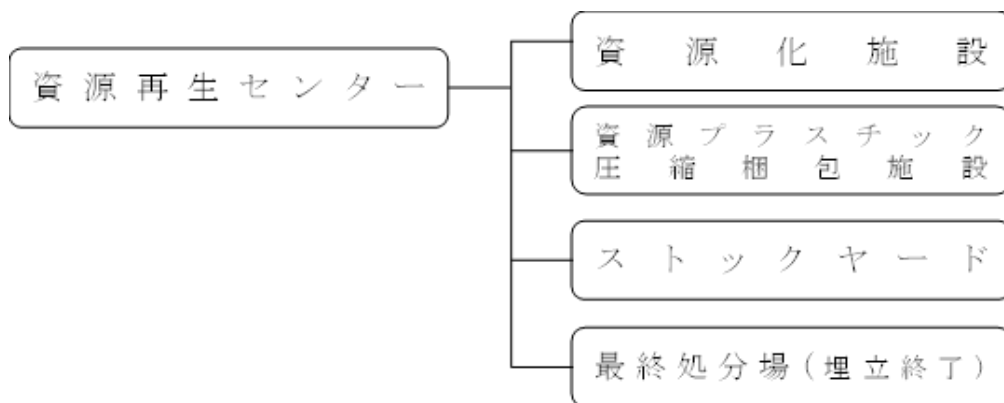
施設	処理能力等	備考
ながの環境エネルギーセンター (松岡2-27-1)	[焼却炉] 全連続燃焼式 405トン/24h (135トン/24h × 3 炉) ストーカ式焼却炉 [熔融炉] 電気式(プラズマ)灰 熔融炉 22トン/24h × 2炉 (1炉予備含む)	平成31年(2019年)3月稼働開始 (平成30年(2018年)10月17日から 平成31年(2019年)2月28日までは試運転) 発電出力 7,910kW  焼却処理に伴い発生した熱を積極的に有効活用(発電・熱利用) 発電された電気の一部を市立の小中学校・高校 80校、77施設に供給 隣接するサンマリーンながのへ冷暖房の熱源 を供給

ちくま環境エネルギーセンター (千曲市大字屋代3088番地)	[焼却炉] 全連続燃焼式 100トン/24h (50トン/24h×2炉) ストーカ式焼却炉 [溶融炉] 燃料式(都市ガス)灰溶融炉 10トン/24h×1炉	令和4年(2022年)6月 稼働開始 (令和3年(2021年)12月1日から 令和4年(2022年)5月31日までは試運転) 発電出力 2,000kW 焼却処理に伴い発生した熱を積極的に有効活用(発電・熱利用) 隣接する千曲市余熱利用施設へ熱源を供給
-----------------------------------	--	--

最終処分場

施設	処理能力等	備考
長野広域連合一般廃棄物最終処分場 (エコパーク須坂) (須坂市大字亀倉字北ノ山850番)	埋立許容量85,000m <sup>3</sup> (管理型処分場)	令和3年(2021年)2月 埋立開始

イ 資源再生センター(資源化施設・保管施設)



資源化施設・保管施設

施設	処理能力等	備考
資源化施設 (松岡2-42-1)	不燃系 150トン/5h 回転式破碎処理、選別処理 資源系 20トン/5h 鉄・アルミ圧縮処理	平成8年(1996年)4月稼働開始
資源プラスチック 圧縮梱包施設 (松岡2-42-1)	10トン/5h×2系列 油圧式、ラッピング+PPバンド	平成16年(2004年)7月稼働開始
ストックヤード (松岡2-42-1)	処理困難物の一時保管	令和3年(2021年)4月稼働開始

長野市資源再生センター



ストックヤード



資源再生センター不燃ごみピット



資源プラスチックの圧縮梱包状況



ながの環境エネルギーセンター



ちくま環境エネルギーセンター



長野広域連合一般廃棄物最終処分場  
(エコパーク須坂)



参考1 終了届出済の最終処分場

施設名称	備考
(1)天狗沢最終処分場 (管理型処分場)	埋立量 301,539m <sup>3</sup> (平成29年(2017年)1月27日)
(2)小松原最終処分場 (管理型処分場)	埋立量 446,682m <sup>3</sup> (平成9年(1997年)8月8日)

天狗沢最終処分場

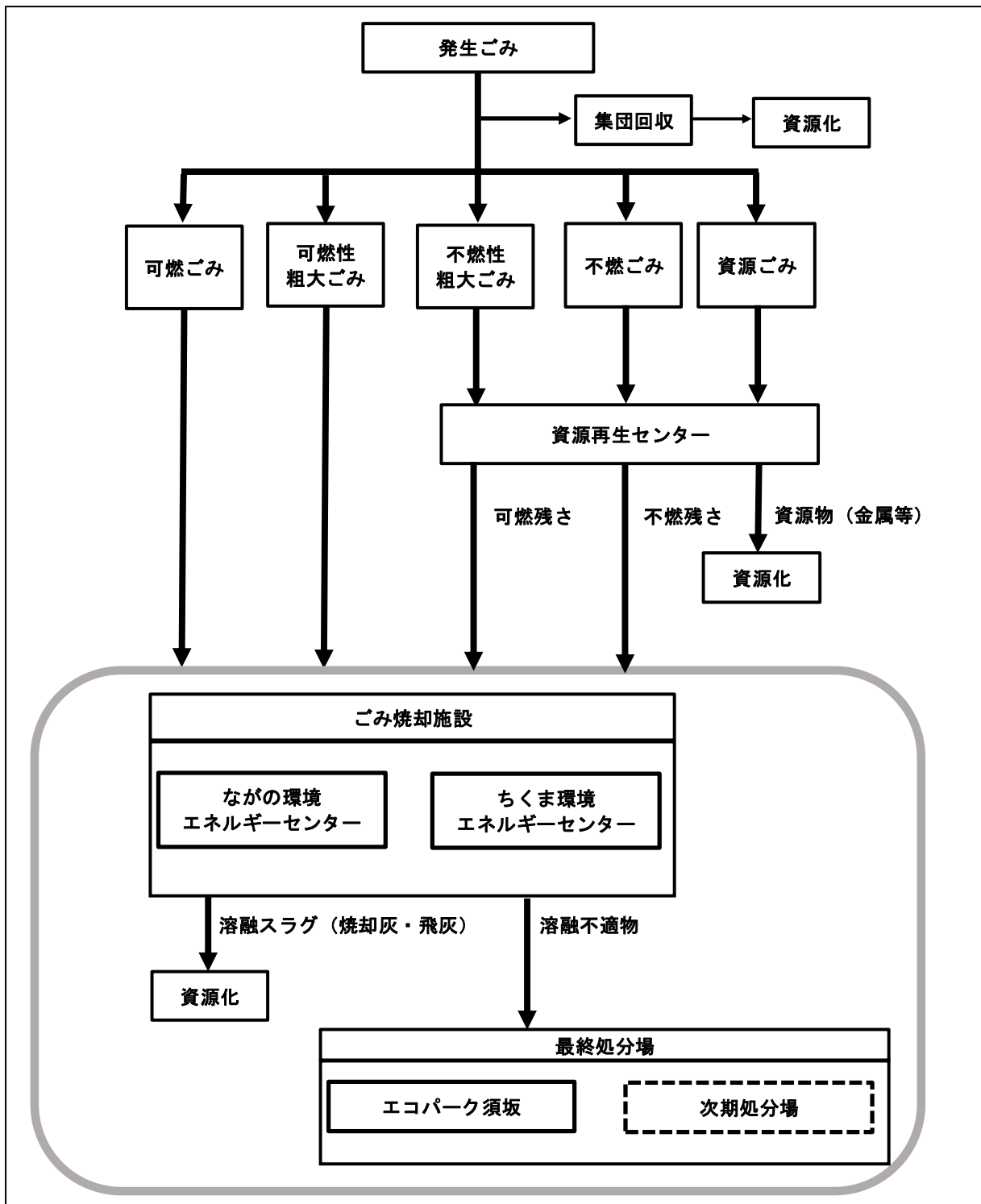


参考2 廃止届出済の最終処分場

施設名称	備考
(1)戸隠不燃物最終処分場 (安定型処分場)	埋立量 9,045m <sup>3</sup> (平成25年(2013年)5月31日)
(2)牧野島最終処分場 (安定型処分場)	埋立量 19,507m <sup>3</sup> (平成27年(2015年)4月22日)

※( )内は終了届出または廃止届出の受理日

図2-2-1 長野広域連合が将来計画しているごみ処理システム



### 3 ごみの排出量・減量政策

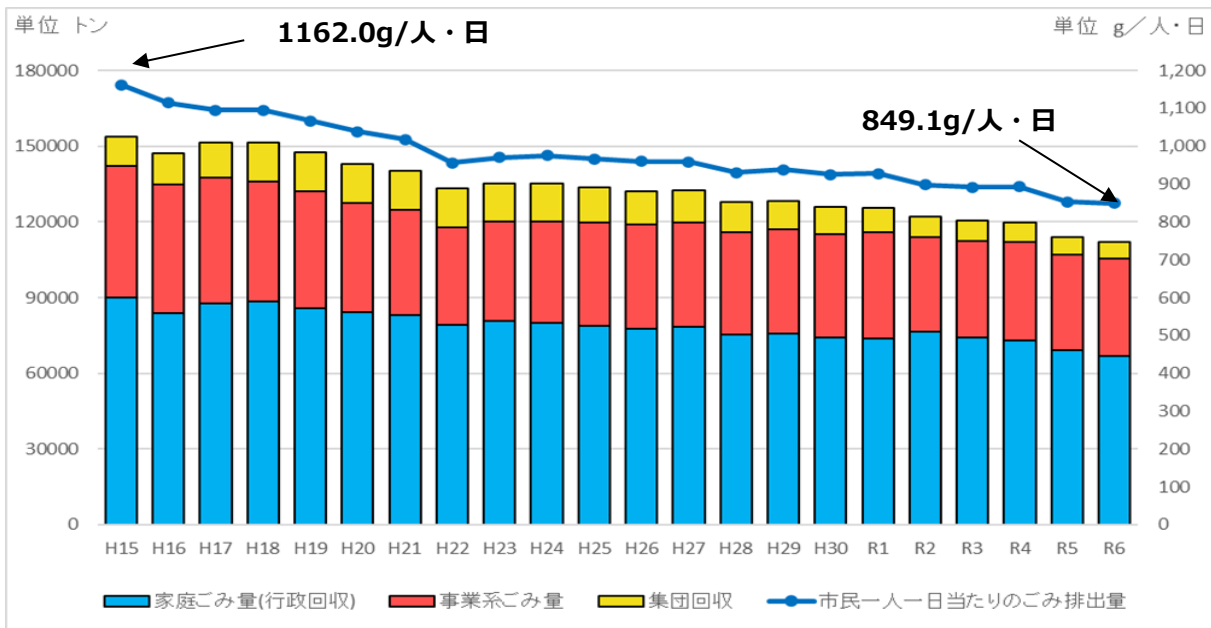
#### (1) ごみ処理量の状況

##### (ごみ総量、家庭ごみ量、事業系ごみ量)

ごみ総量とは、家庭ごみ、事業系ごみ及び集団回収量を合計したもので、本市で発生した一般廃棄物（生活排水に関するものを除く）の総量を表します。

ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量は、平成15年度をピークに年々減少傾向にあります。（図2-3-1）

図2-3-1 ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量の推移

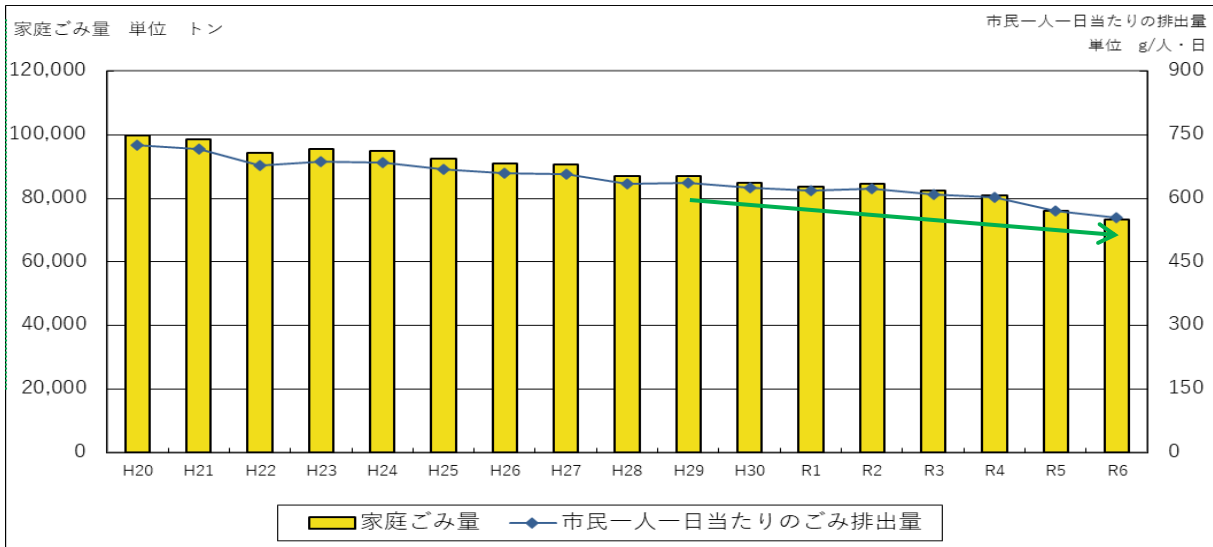


※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

家庭ごみ量は、ごみ集積所に排出されたごみを委託または直営で回収した量を集計したものです。また、集計の際には集団回収を含める場合があります。

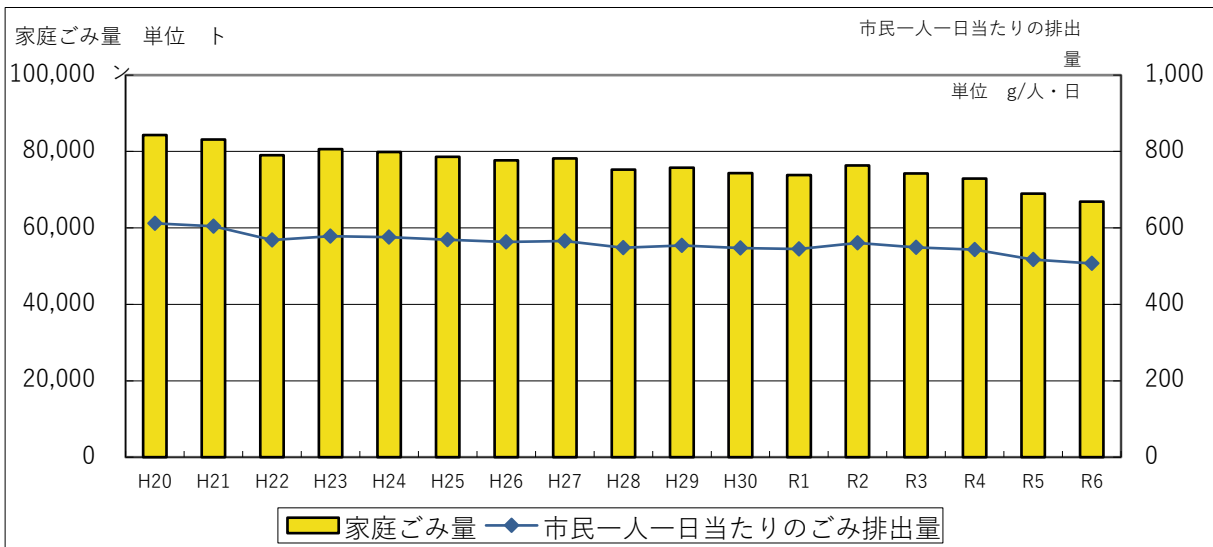
家庭ごみ量は、より一層のごみの減量を図るため、平成21年10月1日に開始した可燃・不燃ごみ処理手数料の有料化（資源物は無料）により、市民一人一日当たりの排出量が平成22年度以降減少しています。（図2-3-2, 図2-3-3）

図2-3-2 家庭ごみ量と市民一人一日当たりの排出量の推移（集団回収含む）



※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

図2-3-3 家庭ごみ量と市民一人一日当たりの排出量の推移（集団回収含まない）



※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

事業系ごみ量は、事業ごみ及び家庭から一時的に多量に発生しごみ集積所に  
出せないごみで、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターに搬入  
されたものを集計したものです。

事業系ごみは、そのほとんどが可燃ごみです。コロナ禍の令和2年度に減少  
して以降、排出量が横ばいで増加傾向に転じていません。経済活動指標の動き  
と比較すると、コロナ禍の影響で令和2年度に大きく減少し、翌年度以降はコ  
ロナ禍前と同程度の数値となっています。事業系ごみ量は抑えられており、経  
済成長と環境負荷の低減の両立が図られてきたことが見受けられます。(図2-3-  
4、図2-3-5)

図2-3-4 事業系ごみ排出量の推移

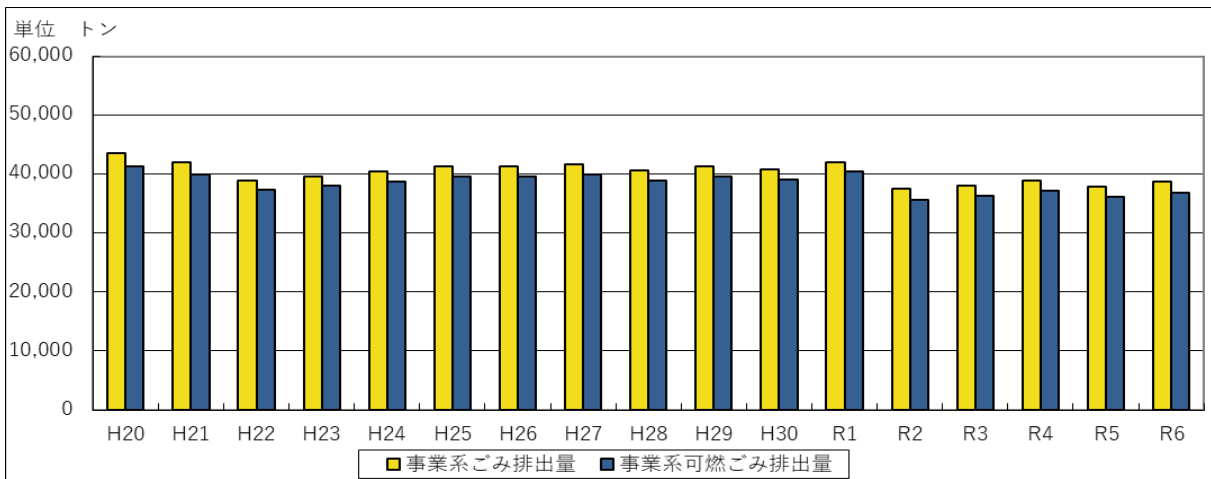
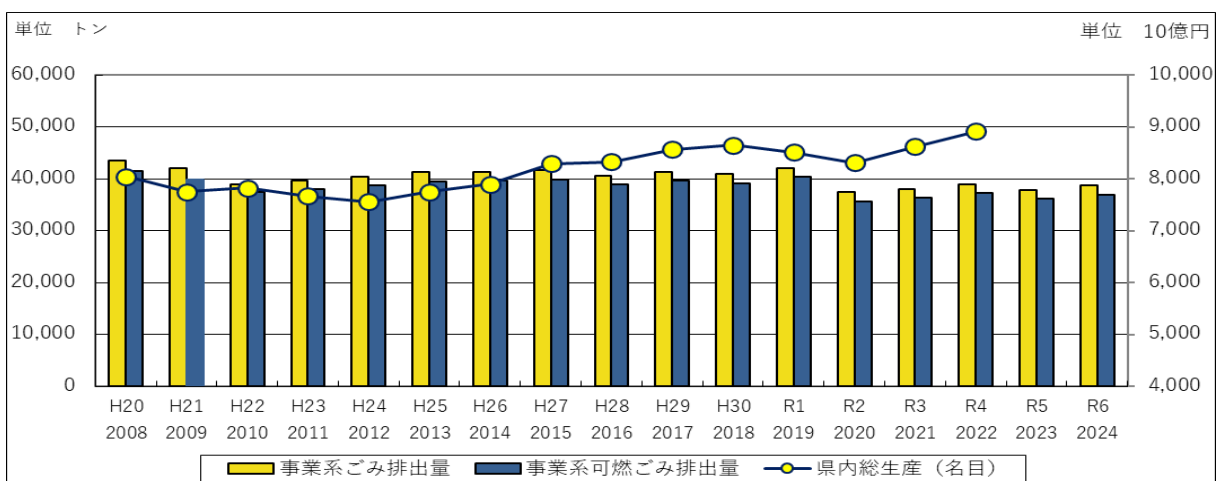
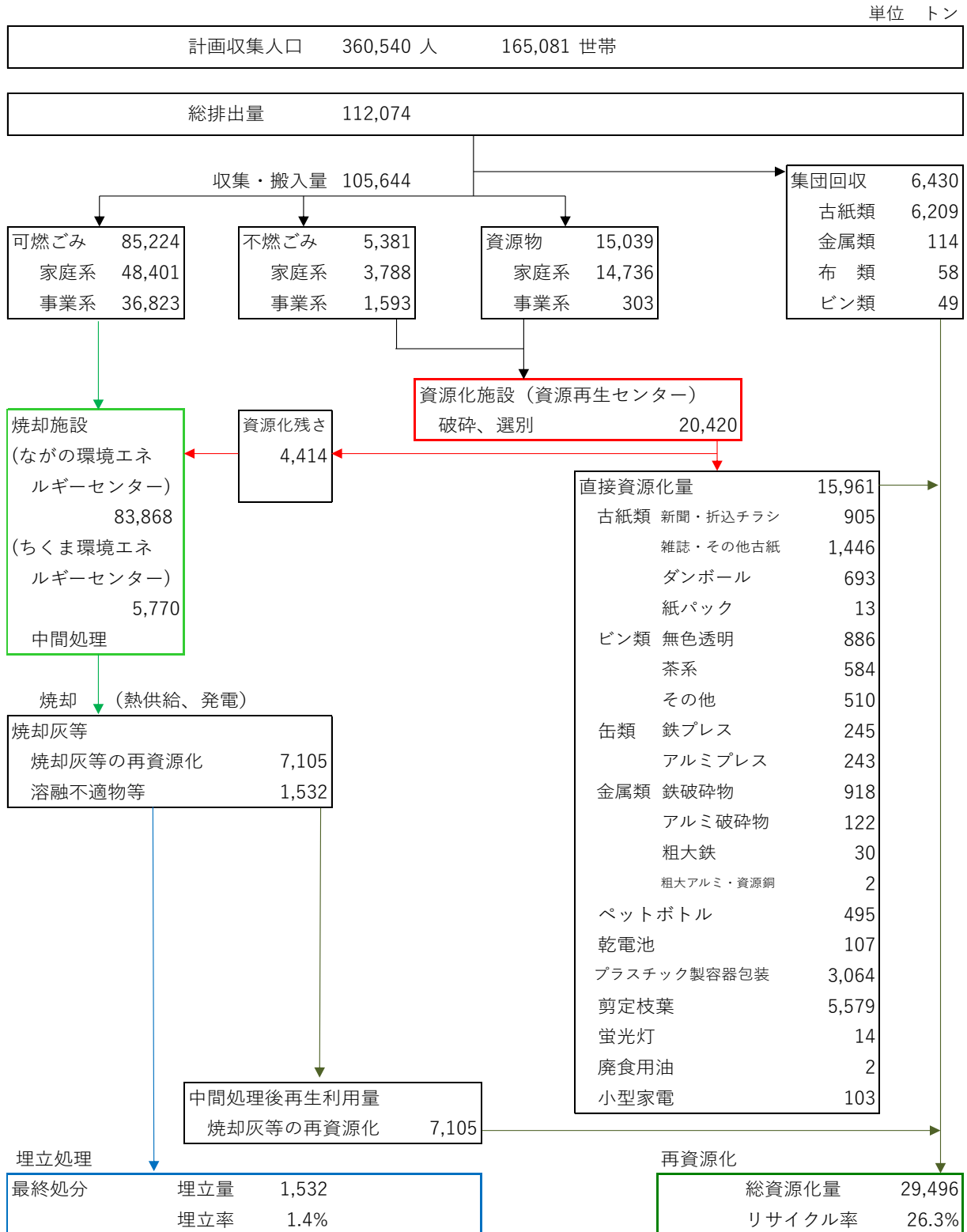


図2-3-5 事業系ごみ排出量と経済活動（県内総生産(名目)）との関連



(ごみ処理フロー図)

令和6年度のごみ処理フローは、次のとおりです。



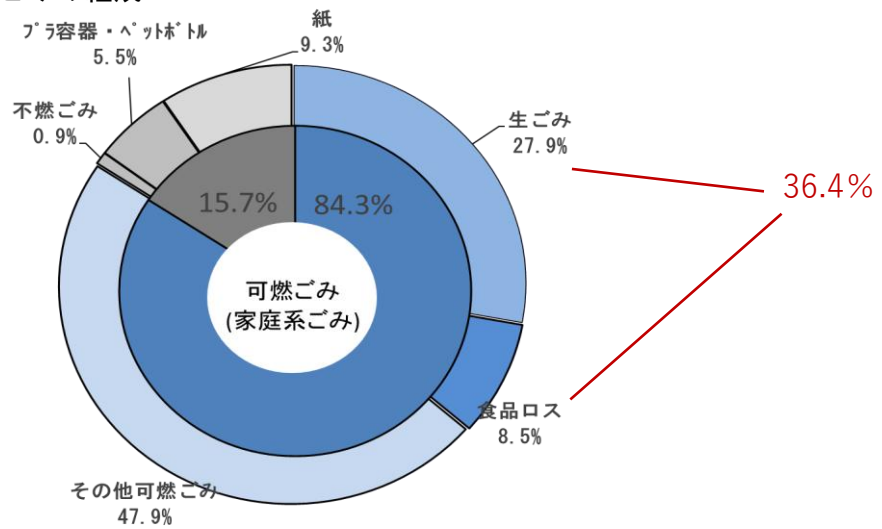
- (注) 1 計画収集人口は、令和7年4月1日現在の住民基本台帳の値  
 2 総排出量 = 収集・搬入量 + 集団回収量  
 3 埋立率 = 埋立量 / 総排出量  
 4 総資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量  
 5 リサイクル率 = 総資源化量 / 総排出量

(家庭ごみの組成調査)

家庭ごみの分別状況や資源物の混入状況等を把握するため、ごみ集積所へ排出された可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装の組成分析調査を毎年実施しています(湿重量ベース 定点サンプリング方式)。

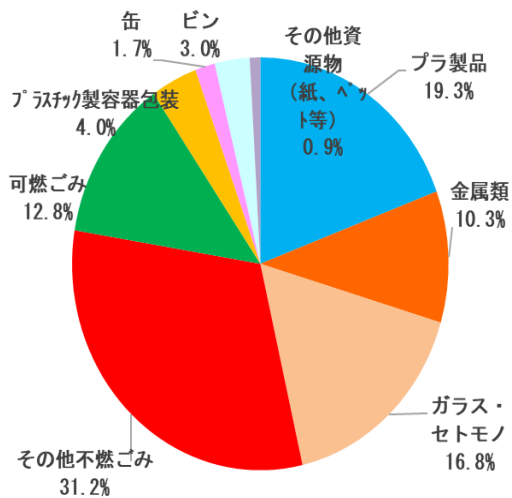
家庭系可燃ごみに占めるいわゆる生ごみ(食品ロス含む)の割合は、重量比で36.4%(生ごみ 27.9%+食品ロス 8.5%)です。その他に、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装の組成は次のとおりです。(図2-3-6、図2-3-8)

図2-3-6 家庭系可燃ごみの組成



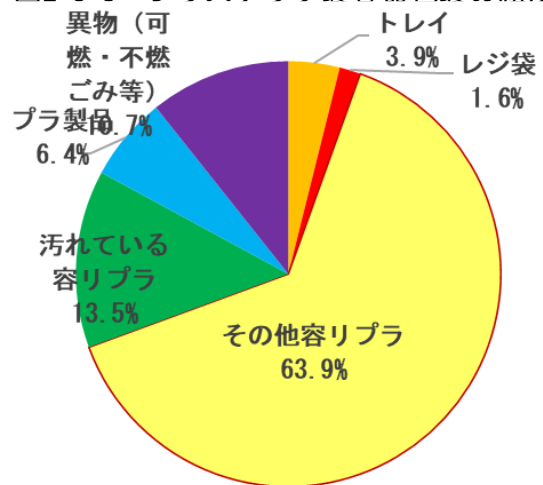
※令和元年度～令和6年度 家庭ごみ組成分析結果平均(湿ベース)

図2-3-7 家庭系不燃ごみの組成



※令和元年度～令和6年度 家庭ごみ組成分析結果平均(湿ベース)

図2-3-8 プラスチック製容器包装の組成



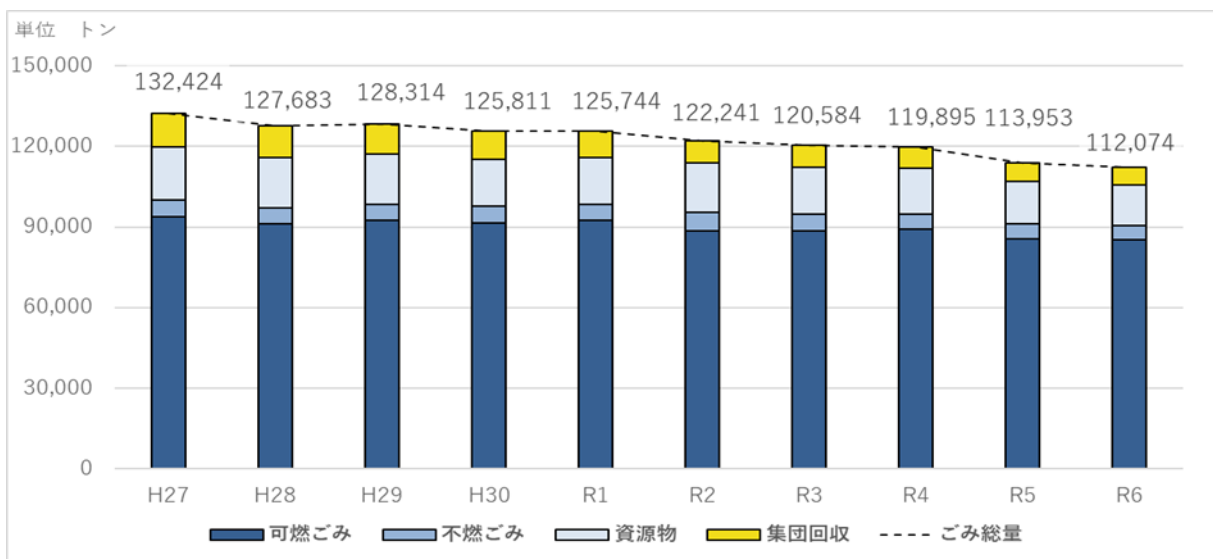
(ごみの種類別処理量)

過去10年間のごみの種類別の処理量を見ると、可燃ごみが約7割を占めます。

可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物（集団回収含む）、全ての種類において近年は減少傾向です。(図2-3-9)

なお、品目別の資源化及び中間処理方法については、「2 ごみ処理体制(3) 資源化、中間処理及び最終処分方法」を参照ください(25ページ)。

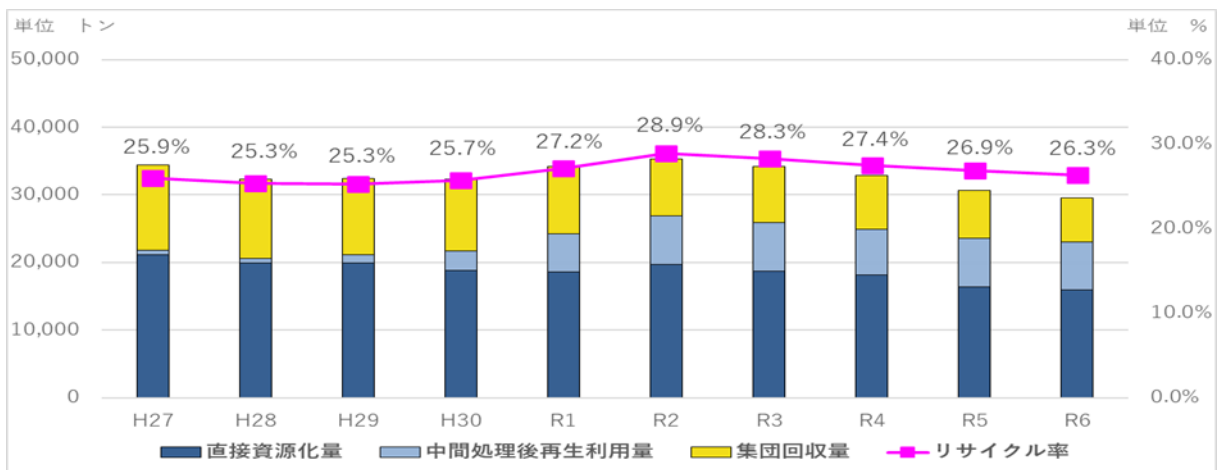
図2-3-9 ごみの種類別の処理量の推移



(リサイクル量、リサイクル率)

過去10年間のリサイクル量とリサイクル率の推移を見ると、令和2年度以降減少しています。これは、ごみの総排出量に対する再資源化可能な資源物の割合が減少したことが要因として考えられます。(図2-3-10)

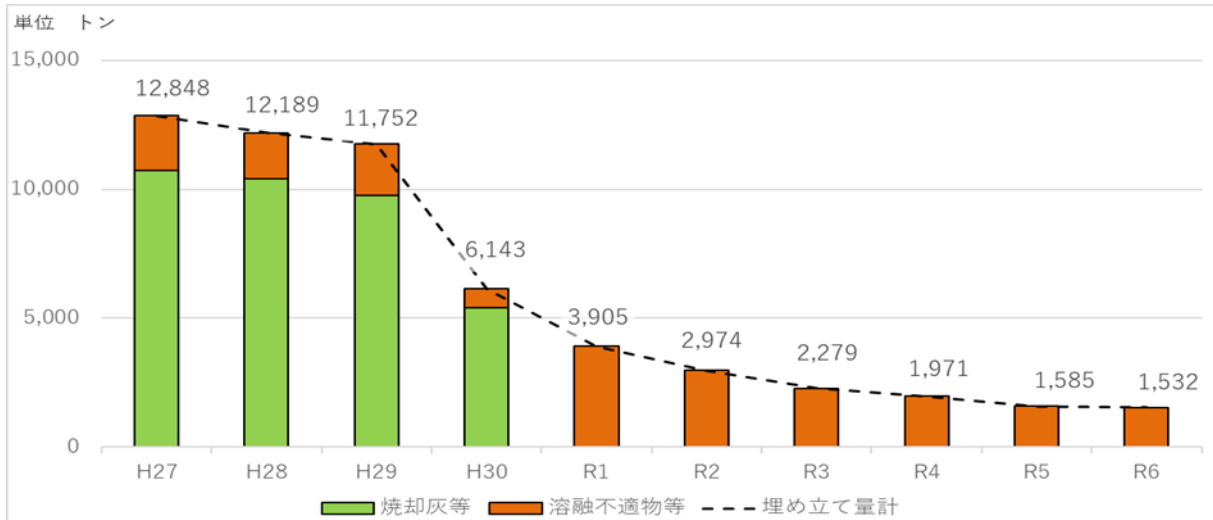
図2-3-10 リサイクル量とリサイクル率の推移



(最終処分量)

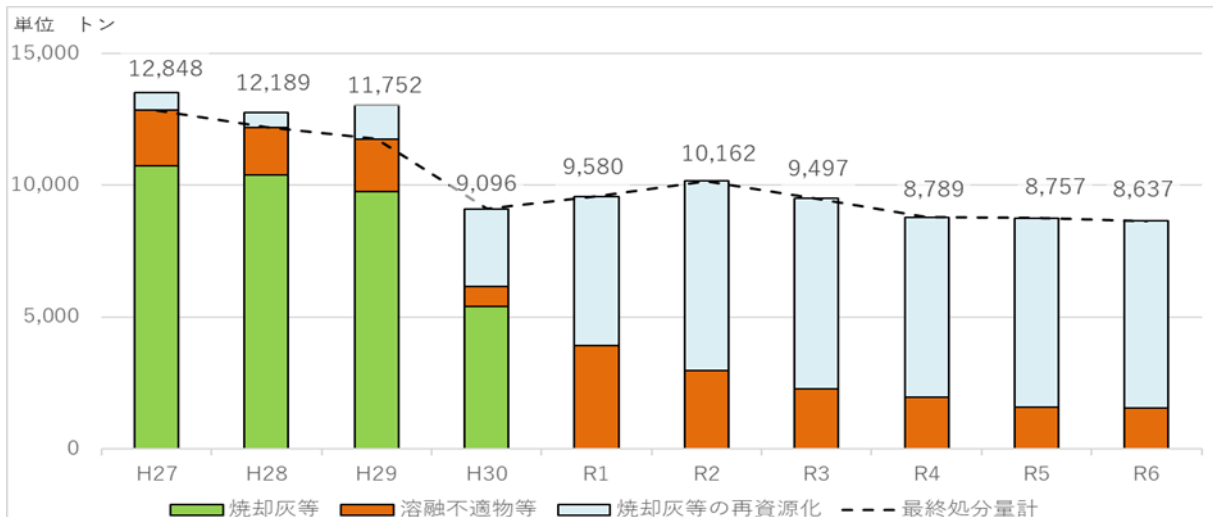
過去10年間の最終処分量の推移を見ると、近年減少傾向にあります。これは、平成25年度以降中間処理後再生利用していることや、平成30年10月に長野広域連合ながの環境エネルギーセンターが稼働し、大幅に減少していることによるものです。(図2-3-11、図2-3-12)

図2-3-11 最終処分量の推移



※溶融不適物等は、平成30年度までは資源再生センターで直接埋立していた不燃残さの量（北信保健衛生施設組合最終処分場の埋立処理量を含む）

図2-3-12 最終処分量及び中間処理後再生利用量の推移



※溶融不適物等は、平成30年度までは資源再生センターで直接埋立していた不燃残さの量（北信保健衛生施設組合最終処分場の埋立処理量を含む）

(2) ごみ処理に係る財政及び処理コスト

(一般廃棄物会計基準に基づくコスト計算)

ごみ処理費用の推移を一般廃棄物会計基準に基づき算出しています。過去10年間の部門別経費は次のとおりです。令和元年度の主な変化としては、平成30年10月から長野広域連合ながの環境エネルギーセンターが試運転を開始したことに伴い、経費配分が大きく変わったことです。資源再生センターの人件費の配分が焼却処理費・管理費から資源化処理費に移りました。

また、清掃センター焼却施設閉炉に伴う不燃ごみ資源化施設の改修工事を行ったことにより資源化処理費が増加しました。(図2-3-14、表2-3-1)

また、直近の品目別ごみ処理原価は次のとおりです。(表2-3-2)

図2-3-14 一般廃棄物会計基準部門別経費

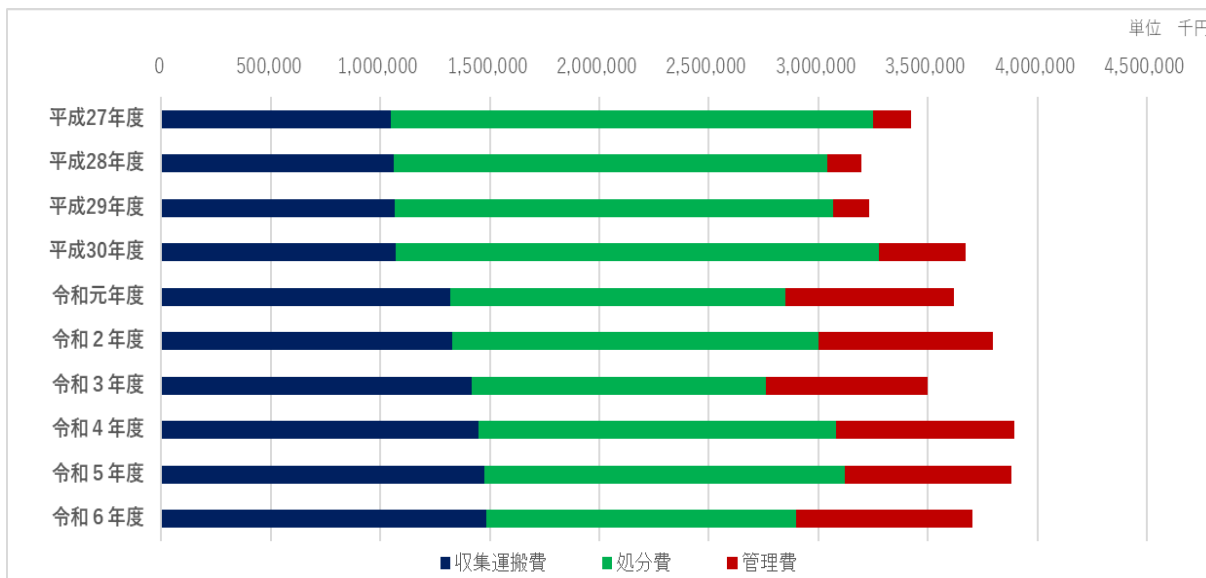


表2-3-1 一般廃棄物会計基準 部門別経費

部門別ごみ処理経費	収集運搬費	構成比(%)	処分費	構成比(%)	管理費	構成比(%)	費用合計	構成比(%)
平成27年度	1,049,935	30.7	2,201,887	64.4	169,409	5.0	3,421,231	100
平成28年度	1,061,894	33.2	1,978,230	61.9	154,254	4.8	3,194,378	100
平成29年度	1,067,097	33.0	1,999,976	61.9	165,936	5.1	3,233,009	100
平成30年度	1,071,625	29.2	2,206,192	60.1	394,156	10.7	3,671,973	100
令和元年度	1,321,285	36.5	1,529,946	42.3	765,698	21.2	3,616,929	100
令和2年度	1,328,044	35.0	1,674,664	44.1	796,211	21.0	3,798,919	100
令和3年度	1,418,601	40.6	1,340,267	38.3	739,513	21.1	3,498,381	100
令和4年度	1,449,653	35.1	1,628,824	44.3	817,895	20.6	3,896,372	100
令和5年度	1,473,733	38.0	1,648,565	42.5	758,553	19.5	3,880,851	100
令和6年度	1,483,982	40.1	1,414,831	38.2	805,461	21.7	3,704,274	100

表2-3-2 一般廃棄物会計基準 品目別処理原価

処理原価の内訳

単位 円

処理原価	区分	R6	R5	比較	
収集運搬	生活系	1,483,982,006	1,473,732,651	10,249,355	0.70%
	事業系	0	0	0	-
	計	1,483,982,006	1,473,732,651	10,249,355	0.70%
処分	生活系	950,890,686	1,104,053,117	△ 153,162,431	△13.87%
	事業系	463,940,241	544,511,572	△ 80,571,331	△14.80%
	計	1,414,830,927	1,648,564,689	△ 233,733,762	△14.18%
処理原価計	生活系	2,434,872,692	2,577,785,768	△ 142,913,076	△5.54%
	事業系	463,940,241	544,511,572	△ 80,571,331	△14.80%
	計	2,898,812,933	3,122,297,340	△ 223,484,407	△7.16%

単位当たりの処理原価

単位 円/kg

処理原価		R6	R5	比較	
生活系	(千円)	2,434,873	2,577,785	△ 142,912	△5.54%
事業系	(千円)	463,940	544,512	△ 80,572	△14.80%
計	(千円)	2,898,813	3,122,297	△ 223,484	△7.16%
ごみ処理量		÷			
生活系	(トン)	66,925	69,016	△ 2,091	△3.03%
事業系	(トン)	38,719	37,886	833	2.20%
計	(トン)	105,644	106,902	△ 1,258	△1.18%
単位当たり処理原価		=			
生活系		36.4	37.4	△ 1	△2.67%
事業系		12.0	14.4	△ 2	△16.67%
計		27.4	29.2	△ 2	△6.16%

(家庭ごみ処理手数料)

家庭ごみ処理手数料の有料化は、平成21年10月から始まり16年目になりました。過去10年の家庭ごみ指定袋購入数推移は次のとおりです。1世帯当たりの人員数が減少していることに伴い、1世帯当たりの指定袋購入数が横ばいになっています。

市民がごみ指定袋を購入するときに販売店を通じて納めている家庭ごみ処理手数料は、リサイクルや更なるごみ減量のための事業に使うものとしており、次のとおり費用を充てています。(図2-3-15、表2-3-3)

図2-3-15 家庭ごみ指定袋の購入数の推移

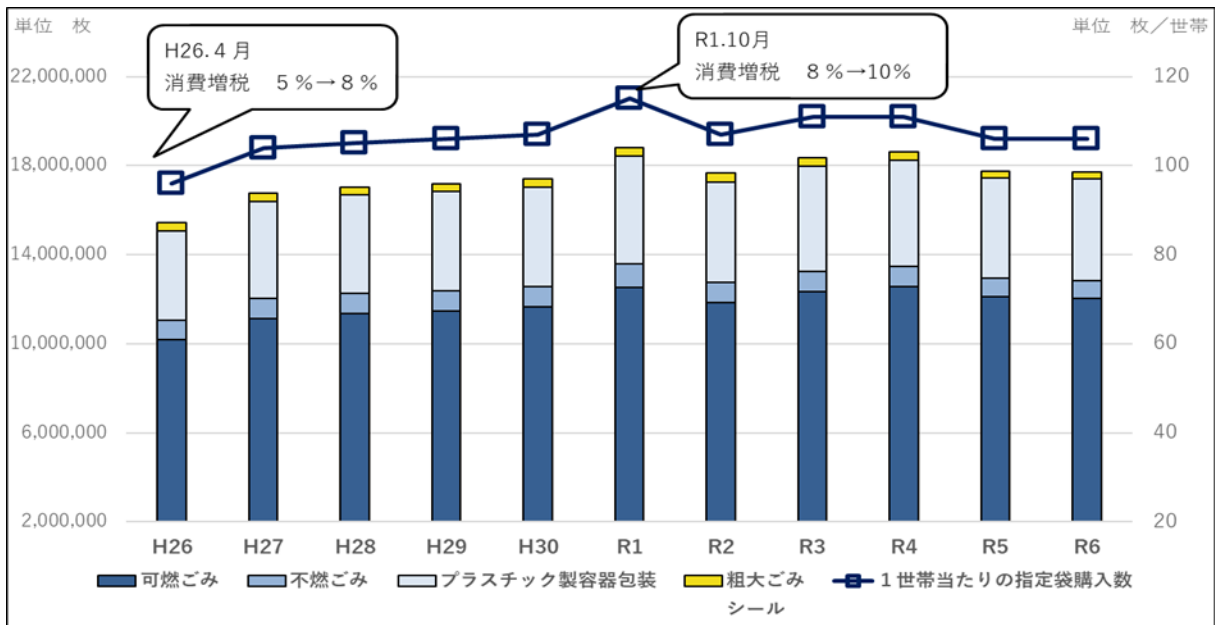


表2-3-3 家庭ごみ処理手数料の推移及び使いみち

単位 千円

年度	歳入	生ごみ 自家処 理機器 購入補 助金	生ごみ 減量啓 発等	ごみ分 別等啓 発・指導	資源回 収	不法投 棄対策	剪定枝 葉資源 化経費	剪定枝 葉等収 集運搬 経費	指定袋 流通管 理費等	市民1 人当た り (円)	1世帯 当たり (円)
R2	354,274	2,510	1,355	19,092	53,953	5,237	121,940	116,518	33,689	952	2,179
3	362,900	4,012	1,315	20,293	51,124	5,232	112,983	133,787	34,154	982	2,223
4	366,404	3,723	1,555	12,115	49,402	5,219	110,813	110,813	34,976	999	2,235
5	349,805	8,523	1,252	11,805	43,857	5,399	115,082	95,021	34,175	963	2,128
6	345,971	8,852	1,349	11,809	40,129	5,447	110,622	98,139	35,861	959	2,095

※市民1人当たり・1世帯当たりの額は、当該年度の翌年4月1日現在の住民基本台帳から算出

## (3) ごみの減量に関する政策

## (ア) 家庭ごみの有料化制度

平成21年(2009年)10月から、「徹底したごみの減量」「限りある資源の有効活用」「排出量に応じた公平な負担」を目的として、可燃ごみ・不燃ごみの指定袋1枚目から手数料を負担いただく単純従量制有料制度を導入しています。

袋に入らない粗大ごみは、可燃及び不燃ごみについては、指定袋販売店で「粗大ごみシール」を購入(1枚40円)し、1製品に1枚貼付して排出することができます。

なお、手数料については本市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」により原則として3年ごとに「ごみ処理手数料設定の目安」の観点から点検・見直ししています。(表2-3-4、表2-3-5、表2-3-6、図2-3-16)

## ごみ処理手数料設定の目安

(平成21年10月の家庭ごみ処理手数料有料化に際し設定した目安)

- a-1 ごみの減量・再資源化促進という目標達成の原動力となるか
- b-1 市全体のごみ処理経費からみた場合、その負担割合として妥当であるか
- c-1 家計からみた場合、その負担感が大きすぎずかつ分別努力に結び付くか
- d-1 先進都市や同規模都市のごみ処理手数料を参考とする

表2-3-4 家庭ごみ処理手数料の概要

分別区分	ごみ処理手数料
可燃ごみ	指定袋1リットル当たり1円(単純従量制)
不燃ごみ	
粗大ごみ(※1)	粗大ごみシール1枚につき40円
資源物	無料

※1 粗大ごみとは、指定袋に収まらない可燃ごみ及び不燃ごみをいう。

※2 直近では、令和6年度に手数料の見直しを実施し、排出抑制効果が継続されていることなどから、改定しないこととした。

表2-3-5 家庭ごみ指定袋制及びごみ処理手数料有料制度の主な経緯

平成4年(1992年)11月	5分別収集モデル実施に併せて指定袋配布(モデル地区順次拡大)
平成6年(1994年)8月	5分別収集全市実施に併せて指定袋無料配布(可燃120枚・不燃24枚)
平成8年(1996年)11月	指定袋実費負担制度(購入チケット制)・超過分有料制度導入(可燃・不燃合せて160枚/年まで購入可、161枚以上200枚までは手数料徴収)
平成16年(2004年)4月	プラ容器分別収集全市実施に合せ、購入可能枚数200枚に変更
平成21年(2009年)10月	単純従量制有料制度(手数料上乘せの指定袋販売)導入に併せ、購入チケット制を廃止

表2-3-6 家庭ごみ指定袋の対比

【平成21年(2009年)9月まで】

種類	材質	実質収容サイズ・容量	印刷	その他
可燃用指定袋	高密度ポリエチレン	(大) 730×500×0.03 (30ℓ)	緑色	いずれも 手提げ式
不燃用指定袋		(小) 520×450×0.025 (20ℓ)	赤色	
プラスチック製容器包装用指定袋	高密度ポリエチレンベース	730×500×0.025 (30ℓ)	黄色	

\*指定袋には6か国語(英語・ポルトガル語・中国語・韓国語・タイ語・タガログ語)で種別などを標記

【平成21年(2009年)10月から】 \*デザイン変更・容量追加

種類	材質	実質収容サイズ・容量	印刷	その他
可燃用指定袋	高密度ポリエチレンベース	(特大) 730×650×0.03 (40ℓ)	緑色	いずれも 手提げ式
不燃用指定袋		(大) 730×500×0.03 (30ℓ)		
		(小) 520×450×0.025 (20ℓ)		
プラスチック製容器包装用指定袋※		(特大) 440×380×0.025 (10ℓ)	黄色	
		(大) 730×500×0.03 (30ℓ)		
		(小) 520×450×0.025 (20ℓ)		
		(大) 730×500×0.025 (30ℓ)		
		(小) 520×450×0.025 (20ℓ)		

\*指定袋には6か国語(英語・ポルトガル語・中国語・韓国語・タイ語・タガログ語)で種別などを標記

※「資源プラスチック用指定袋」は、現在の「プラスチック製容器包装用指定袋」を当面の間使用する

### 家庭ごみ処理有料化制度の3つの目的

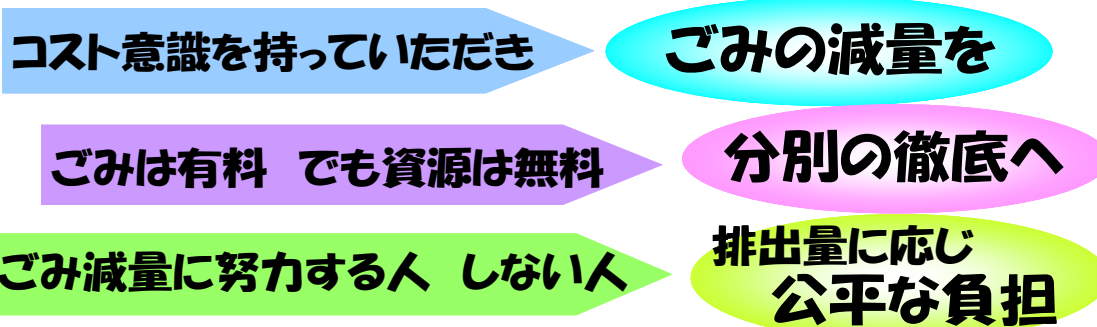
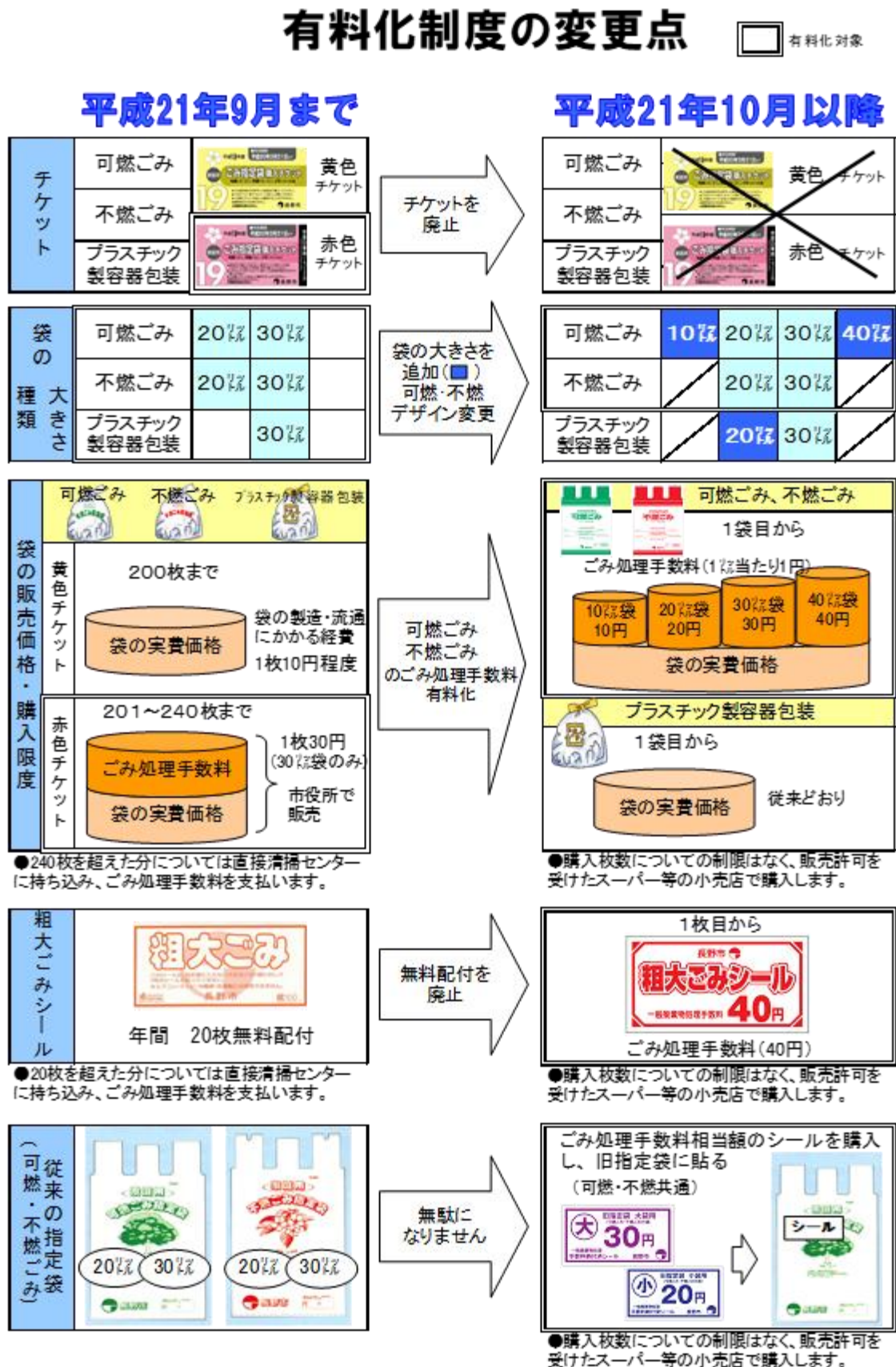


図2-3-16 家庭ごみ処理手数料有料制度の変更点



(イ) 資源回収報奨金

(昭和51年度(1976年度)から)

ごみの減量、再資源化を促進し、資源物の排出機会の増加を図るため、再生利用可能な資源物(古紙類、缶類、布類及びびん類)の回収を行った団体に対し、資源業者への引渡し量に応じて報奨金(6円/kg)を交付しており、各団体は活動費等に有効活用しています。(表2-3-7)

なお、古紙類及び布類について、回収業者への引渡しが無償の場合(逆有償)に対応するため、古紙類の品目に応じて平成9年度から逆有償分を補てんする加算金の交付も行っています(9年度は全額、10年度以降は限度額を定め加算金を交付。29年度から対象品目に布類を追加)。

表2-3-7 回収量及び交付金額

年度	実施 団体数	項目(単位)	古紙類	ビン類	布類	缶類	合計
R2	535	量(kg)	8,123,849	60,223	58,237	132,699	8,375,008
		金額(円)	48,743,094	361,338	349,422	796,194	50,250,048
			1,667,263		39,498		1,706,761
			50,410,357		388,920		51,956,809
R3	523	量(kg)	7,968,058	58,660	63,595	128,782	8,219,095
		金額(円)	47,808,348	351,960	381,570	772,692	49,314,570
			1,422,197		34,800		1,456,997
			49,230,545		416,370		50,771,567
R4	498	量(kg)	7,704,215	58,161	66,418	143,643	7,972,437
		金額(円)	46,225,290	348,966	398,508	861,858	47,834,622
			1,346,055		34,605		1,380,660
			47,571,345		433,113		49,215,282
R5	519	量(kg)	6,798,556	54,112	62,383	135,531	7,050,582
		金額(円)	40,791,336	324,672	374,298	813,366	42,303,672
			1,210,617		31,374		1,241,991
			42,001,953		405,672		43,545,663
R6	510	量(kg)	9,589,594	48,684	58,350	113,706	6,429,998
		金額(円)	37,255,548	292,104	350,100	682,236	38,579,988
			1,144,034		32,445		1,176,479
			38,399,582		382,545		39,756,467

※古紙類、布類及び合計の金額は、上段から順に報奨金額(逆有償除く)、逆有償の加算金額、合算額

(ウ) 生ごみ自家処理機器購入費補助金

(平成4年度(1992年度)から実施 ※電動・手動機器は平成8年度(1996年度)から実施)

生ごみの減量・再資源化の推進を図るため、家庭で使用する生ごみ自家処理機器を購入・設置した市民に対し補助金を交付しています。(表2-3-8、表2-3-9)

表2-3-8 生ごみ自家処理機器購入費補助金制度の概要(令和7年4月1日現在)

生ごみ自家処理機器等の種類	補助内容(1個・1台につき)	補助個数/申請回数
ぼかし容器、コンポスト容器	3,000円以内	1世帯1個まで (17年度まで100%未満1,500円以内、100%以上3,000円以内)
電動(手動)生ごみ処理機	補助率 購入費の1/3 上限 30,000円	1世帯1台まで

※平成26年(2014年)6月から対象品目としていた段ボールコンポストと基材は、これまでの実績を踏まえ、平成28年(2016年)5月をもって対象品目から除くこととしました。

※令和元年7月から、一世帯につき各1回限りの申請とし、コンポスト・ぼかし容器の申請個数を一世帯1台までに変更しました。

表2-3-9 生ごみ自家処理機器購入費補助金交付実績

年度	ぼかし容器、 コンポスト容器		電動(手動) 生ごみ処理機		合計	
	個数 (個)	補助金額 (円)	個数 (個)	補助金額 (円)	個数 (個)	補助金額 (円)
R2	64	186,700	126	2,323,600	190	2,510,300
R3	85	237,300	188	3,774,300	273	4,011,600
R4	73	212,900	155	3,510,400	228	3,723,300
R5	57	167,000	362	8,356,200	419	8,523,200
R6	41	120,500	391	8,732,000	432	8,852,500

※生ごみ一次生成物回収事業として、電動生ごみ処理機や段ボール等からつくられた生ごみ一次生成物を、市役所(受付窓口:平日 生活環境課、休日 警備員室)で回収しています。集めた生ごみ一次生成物は協力団体の農場で完熟堆肥にし、野菜づくり等に活用しています。

## (4) 事業ごみの主な減量対策

事業所から排出されるごみについては、事業者はその事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとしており、平成8年(1996年)6月から事業者が事業系一般廃棄物を5分別(可燃ごみ、紙類、ビン類、缶類、ペットボトル)し、処理施設へ自己搬入する又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託するものとしています。なお、同年4月からは事業系一般廃棄物5分別と産業廃棄物(一部は市清掃センターで受入れ)に分別されていないごみの市処理施設への搬入を禁止しています。

市清掃センター焼却施設の老朽化を背景に、また、より一層のごみ減量のため、従来一般廃棄物処理に支障が生じない範囲において一部受け入れてきた、紙くず、木くずなどの産業廃棄物について、平成21年(2009年)10月から受入れしないこととしました。また、造園業などの剪定枝葉(一廃)についても民間リサイクル事業者への誘導を図り、同日から原則搬入禁止としました。

事業ごみのほとんどは、一般廃棄物収集運搬業許可業者により処理施設まで運搬されています。令和7年4月1日現在市が事業系ごみの収集運搬を許可した事業者は180事業者(し尿除く)です。近年のごみ発生量に対し、許可業者数は充足しており、既存許可業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、平成29年(2017年)4月1日付け許可をもって、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を原則停止しています。(表2-3-10)

既存許可業者に対しては、適正な収集運搬業確保のため、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターにおいて、随時、展開検査を実施し、指導しています。

表2-3-10 搬入された事業系可燃ごみ内訳

運搬区分	重量(t)
許可業者への委託	33,714
事業者自らの搬入	3,190
合計	36,904

## (ア) 直接搬入ごみ処理手数料

ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターへ直接搬入する事業ごみ及び家庭から一時的に多量に発生するごみについては、長野広域連合及び市において処理原価等を勘案した手数料を設定しています。

なお、手数料については家庭ごみ処理手数料と同様、原則として3年ごとに見直ししています。(表2-3-11)

表2-3-11 直接搬入ごみ処理手数料

ながの環境エネルギーセンターに搬入するもの

区分		手数料
		R7(2025).4.1～
可燃ごみ	10キログラムまでごとに	190円

資源再生センターに搬入するもの

区分		手数料
		R7(2025).4.1～
不燃ごみ	10キログラムまでごとに	200円
プラスチック製容器包装	10キログラムまでごとに	30円
資源物		
剪定枝葉等	平成21年(2009年)10月1日から 家庭系のみ、事業系不可	無料
特定家庭用機器廃棄物	搬送(1台当たり)	1,800円

※ 平成31年(2019年)3月31日まで犬、猫等の死体の分離焼却を実施しており、処理手数料を定めていた

一般焼却は、ながの環境エネルギーセンターで引き続き実施しており、手数料は可燃ごみの手数料と同額

## (イ) 多量排出事業者対策

特定建築物(「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定めるもの)の占有者、大規模小売店その他の事業者のうち事業ごみの排出量が1日平均50kgを超えるものを対象に、「事業ごみの減量に関する計画書」の作成・届出、「廃棄物管理責任者」の選任を義務付けています。

また、平成17年度(2005年度)から多量排出事業者に対して現状確認調査を行い、事業ごみの現状把握と減量に向けた具体的指導を行っています。平成27年度(2015年度)からは、中小規模排出事業者に対し、地区を限定して現状確認調査を実施しています。

(表2-3-12)

表2-1-12 対象件数及び「減量計画書」提出状況

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
対象件数	201	195	191	180	190
計画書提出件数	187	182	177	144	175
提出率 (%)	93.0	93.3	92.7	80.0	92.1

調査対象事業所状況

年度	調査実施事業所 ※ ( ) 内は指導内容	
27(2015)	多量排出事業所 12事業所 中小規模排出事業所 57事業所	新規多量排出事業所及び計画書未提出事業所 (ごみ減量対策と資源化内容の確認) 第三地区を中心に多種多様の事業所 (ごみ減量対策と資源化内容の確認)
28(2016)	多量排出事業所 9事業所 中小規模排出事業所 1,014事業所	新規多量排出事業所及び計画書未提出事業所 (ごみ減量対策と資源化内容の確認) 第三地区を中心に多種多様の事業所 (事業ごみの適正排出及び減量・資源化について指導)
29(2017)	多量排出事業所 14事業所 中小規模排出事業所	新規多量排出事業所及び計画書未提出事業所 (ごみ減量対策と資源化内容の確認) 第三地区を中心に多種多様の事業所 (事業ごみの適正排出及び減量・資源化について指導)
30(2018)	多量排出事業所 10事業所 中小規模排出事業所 866事業所	新規多量排出事業所及び計画書未提出事業所 (ごみ減量対策と資源化内容の確認) 第三地区の商工会等に啓発依頼
元(2019)		令和元年東日本台風災害により中止
2(2020)		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
3(2021)		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
4(2022)	多量排出事業所 11事業所	新規多量排出事業所及び計画書未提出事業所 (ごみ減量対策と資源化内容の確認)
5(2023)	中小規模排出事業所 531事業所	長野駅西口周辺商店会及び第三地区を中心に多種多様の事業所 (事業ごみの適正排出及び減量・資源化について指導)
6(2024)	多量・中小規模排出事業所	不適正が確認された事業所 (事業ごみの適正排出及び減量・資源化について指導) 中央通り沿いの事業系廃棄物の排出方法について訪問指導

## 4 長野市一般廃棄物処理基本計画に関する評価

### (1) 数値目標

令和4年(2022年)2月に策定、4月に施行した新たな長野市一般廃棄物処理基本計画では、施策を着実に実行し、その効果を評価するために、平成30年度の数値を基準として、目標年次である令和8年度(2026年度)における次の数値目標を設定しました。

- ① ごみの総排出量及び一人一日当たりのごみ総排出量
- ② 事業系可燃ごみ排出量
- ③ 事業系ごみ排出量
- ④ 家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃ごみ・不燃ごみの排出量
- ⑤ 最終処分量
- ⑥ 家庭系食品ロス量

令和4年度から令和8年度の計画から令和元年10月1日に施行した食品ロスの削減の推進に関する法律第11条に基づく「食品ロスの削減に関する基本的な方針」を踏まえ、家庭ごみのうち、可燃ごみに含まれる食品ロス量新たに目標設置しました。これらの数値目標及び令和6年度の実績は次のとおりです。

#### ア ごみの総排出量及び一人一日当たりのごみ排出量

ごみの総排出量及び一人一日当たりのごみ総排出量については、平成30年度比11,275トン減(8.9%減)の114,536トンとしました。第五次長野市総合計画で目標値としている市民一人一日当たりのごみ総排出量で換算すると、平成30年度比45グラム減の881グラムとなります。

令和6年度ごみの総排出量の達成状況は、数値目標より2,462トン少ない排出量となり、数値目標を達成しています。

また、長野市総合計画で定める市民一人一日当たりのごみ総排出量は、数値目標より32グラム少ない排出量となり、数値目標を達成しました。(図2-4-1、図2-4-2)

図2-4-1 ごみの総排出量

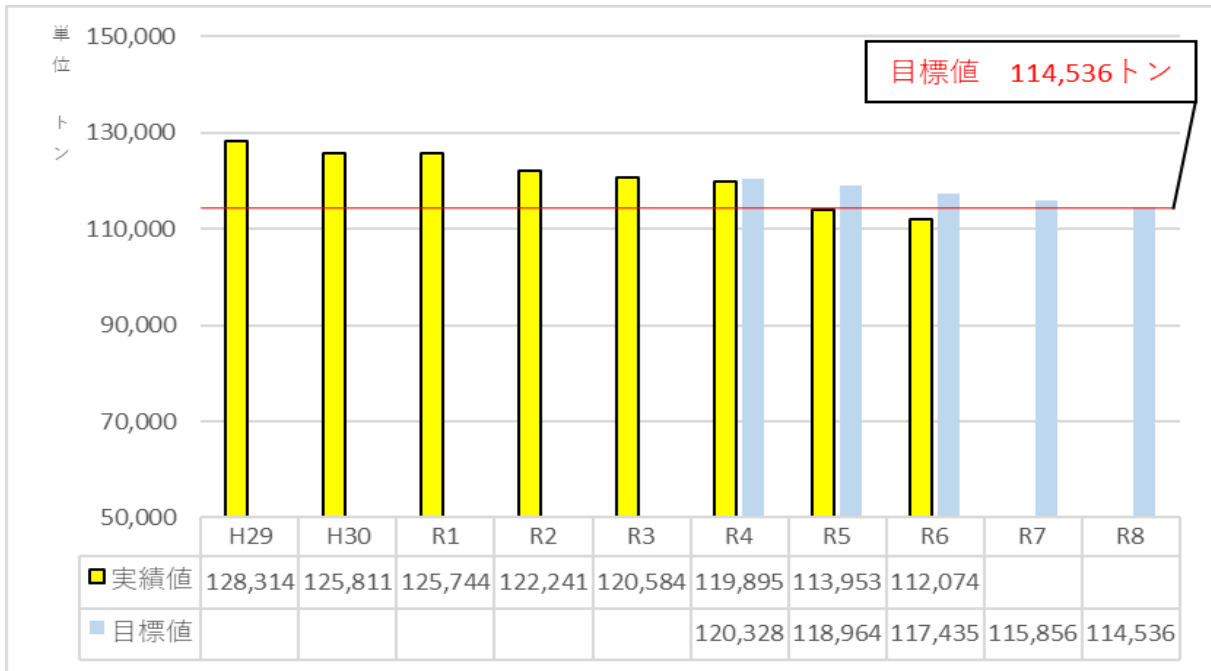
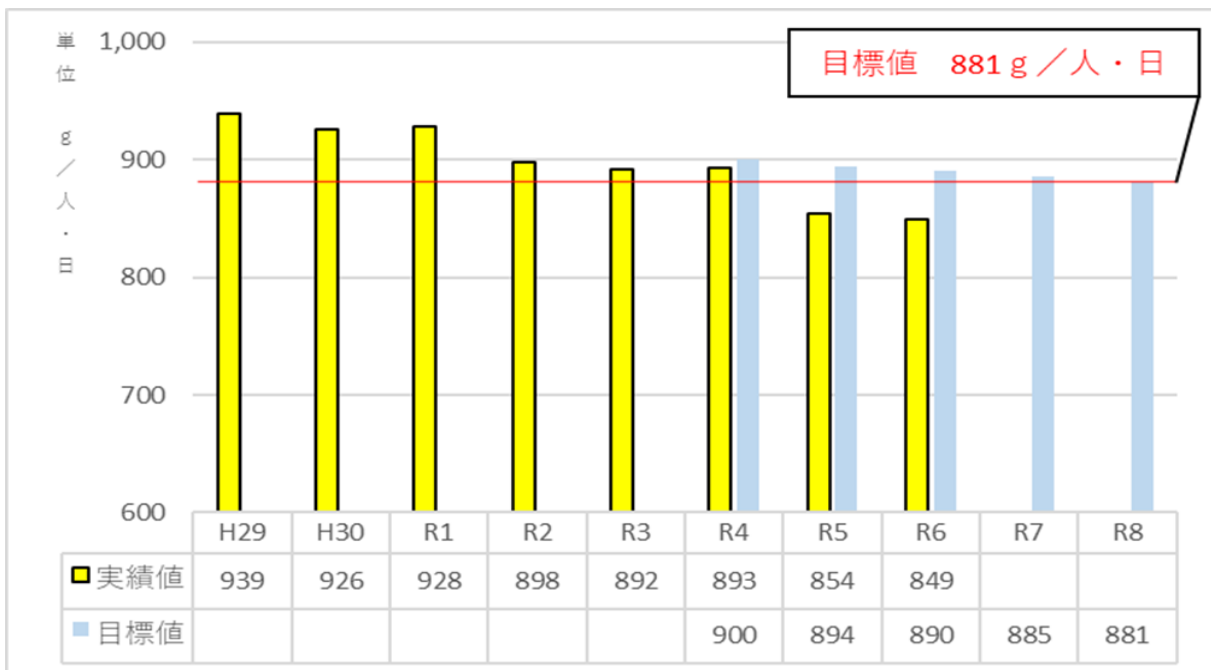


図2-4-2 市民一人一日当たりのごみ総排出量



イ 事業系可燃ごみ排出量及び事業系ごみ排出量

事業系可燃ごみの数値目標は、平成30年度比670トン減(1.7%減)の**38,445トン**としました。

また、長野市第五次総合計画では、事業系ごみ量全体(可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物)の数値目標を定めており、平成30年度比894トン減(2.1%減)の40,004トンとしました。

令和6年度事業系可燃ごみの達成状況は、数値目標より1,622トン少ない36,823トンとなりました。

また、令和6年度事業系ごみ量は、平成30年度比2,179トン少ない38,719トンとなりました。(図2-4-3、図2-4-4)

図2-4-3 事業系可燃ごみ

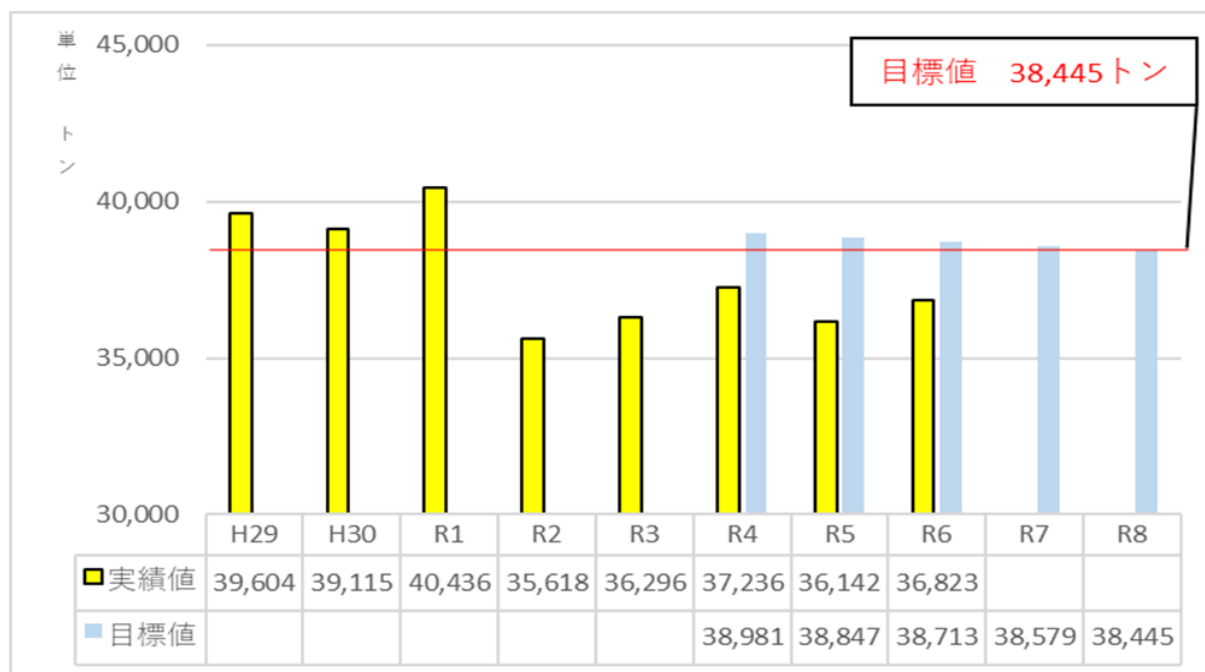
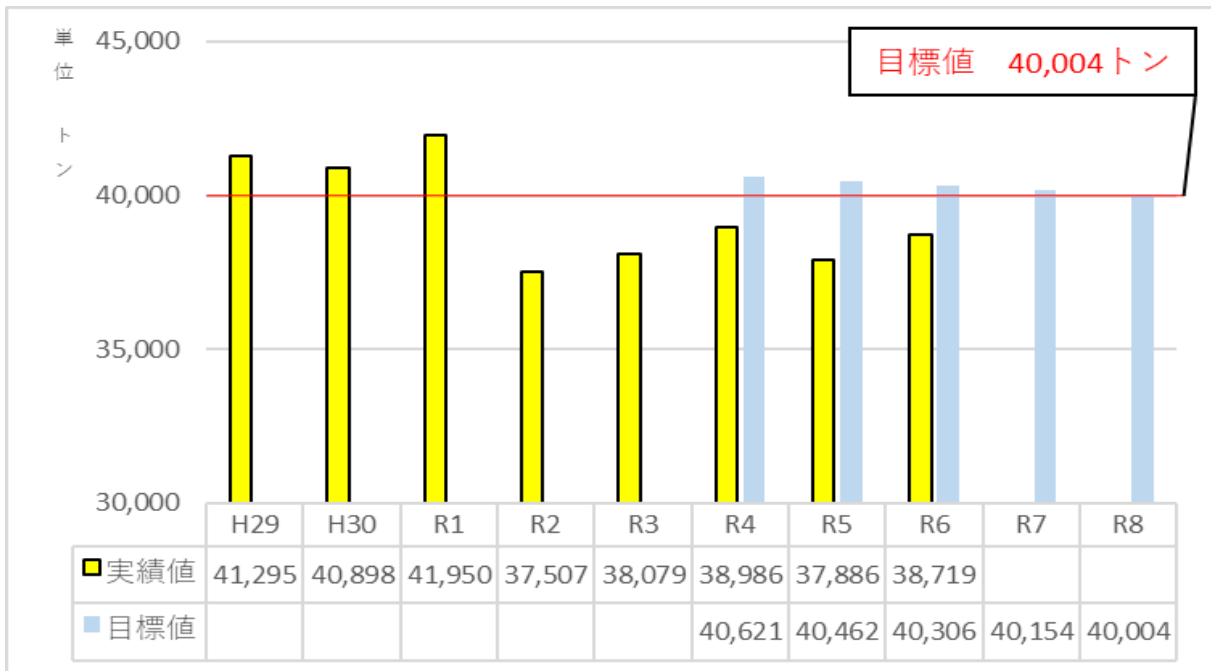


図2-4-4 事業系ごみ



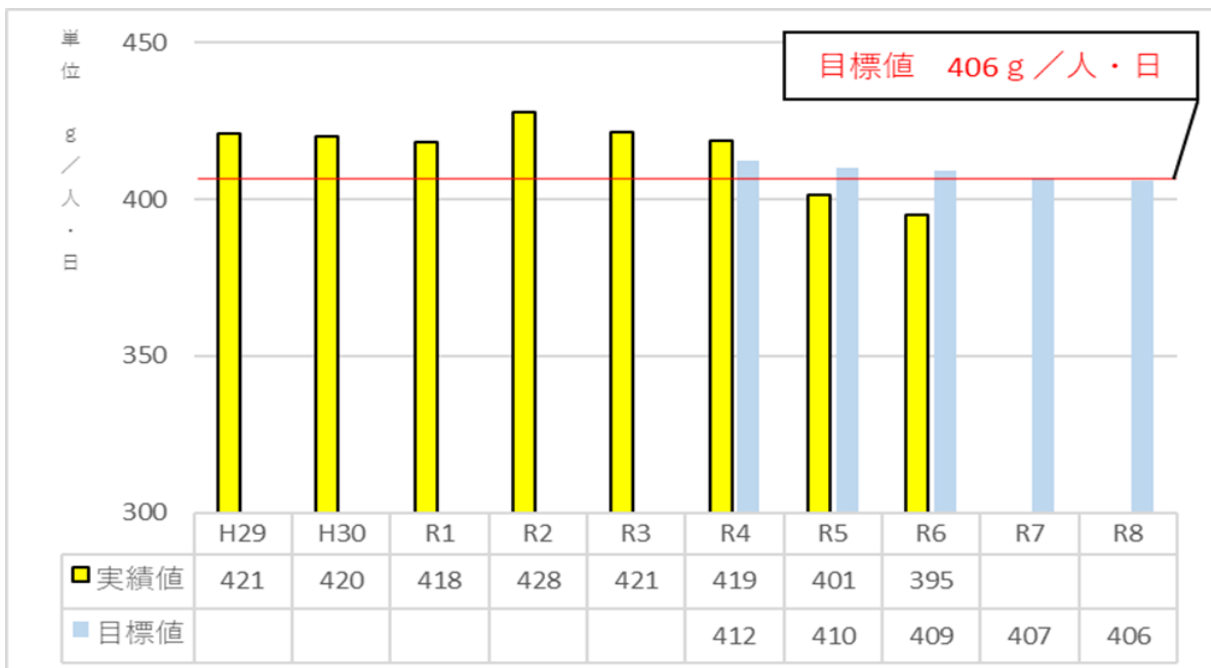
ウ 家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量

家庭ごみのうち、可燃ごみと不燃ごみの市民一人一日当たりの排出量を、平成30年度比14グラム減の**406グラム**としました。

令和6年度家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量の達成状況は、数値目標と比較して11グラム少ない395g/人・日となっております。

(図2-4-5)

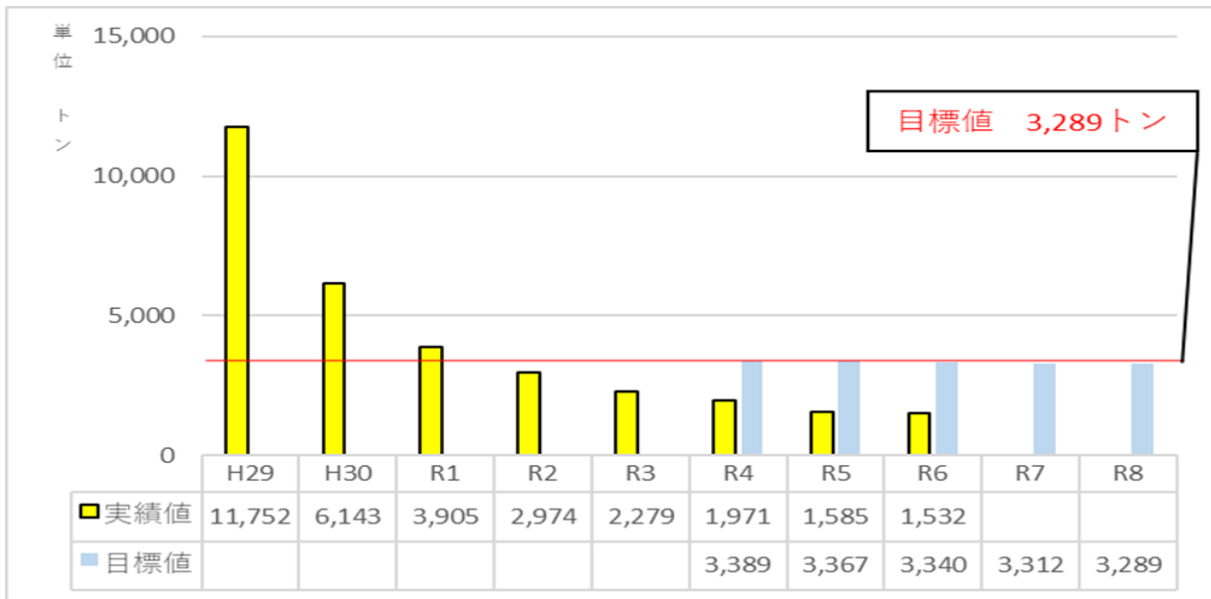
図2-4-5 家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量



エ 最終処分量

最終処分量の数値目標は平成30年度比2,845トン少ない3,289トンとしました。  
令和6年度最終処分量の達成状況は、数値目標と比較して1,757トン少ない1,532トンとなっており目標を達成しています。(図2-4-6)

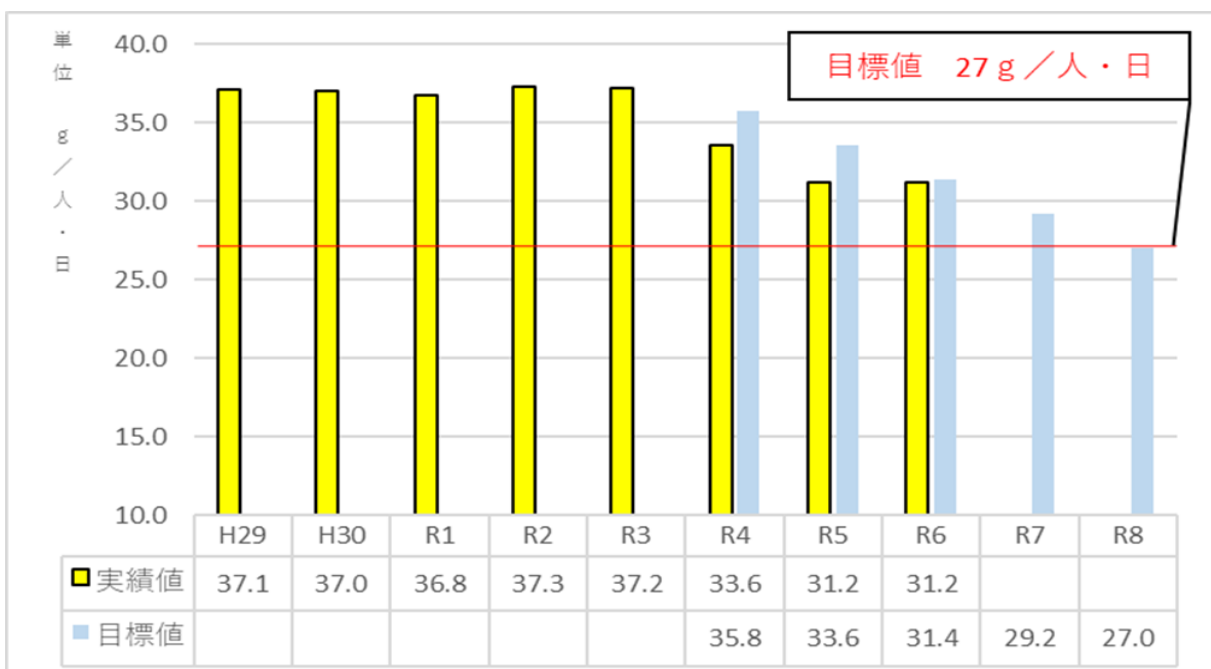
図2-4-6 最終処分量



オ 家庭系食品ロス量

家庭系食品ロス量は、市民一人一日当たり毎年2グラム削減し、5年間で10グラム削減するものとし、家庭系食品ロス量は、27グラム/人・日为目标としました。各年の目標値を1年ずつ早く達成しています。(図2-4-7)

図2-4-7 家庭系食品ロス量



## (2) 国の目標値を基準値とした比較による評価

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月21日 環境省告示第7号）（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）では、令和4年度を基準として令和6年度を目標年次とした数値目標を次のように定めています。

令和6年度の実績は次のとおりです。一人一日当たりの排出量及び一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は達成できていませんが、リサイクル率及び最終処分量は達成しています。（表2-4-1）

表2-4-1 廃棄物処理基本方針 一般廃棄物の減量化の目標量

項目	目標量	本市令和6年度実績及び達成状況
一人一日当たり排出量 (単位 グラム/人・日)	令和4年度比に対し排出量を約9%削減	R04 893 → R06 849 (△5.0%) 【未達成】
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 (単位 グラム/人・日)	478グラム/人・日	R06 395 【達成】
リサイクル率 (単位 %)	26%	R06 26.3% 【達成】
最終処分量 (単位 トン)	令和4年度に対し約5%削減	R04 1,971 → R06 1,532 (△22.3%) 【達成】

令和6年度一般廃棄物処理事業実態調査結果から算出

- ※1 一人一日当たりのごみ総排出量 = (ごみ収集搬入量 + 集団回収量) / 計画収集人口 / 365日 × 10<sup>6</sup>  
 なお、計画収集人口は、令和元年10月1日現在の住民基本台帳の値
- ※2 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 = (家庭ごみ収集搬入量) / 計画収集人口 / 365日 × 10<sup>6</sup>
- ※3 リサイクル率 = (資源化量 + 集団回収量) / (ごみ収集搬入量 + 集団回収量)

## (3) 他市との比較

環境省が実施した一般廃棄物処理事業実態調査（令和5年度実績）から、本市と中核市(61市)の状況を比較した結果は次のとおりです。どの項目についても中央値より上位に位置しています。（表2-4-2）

表2-4-2 一般廃棄物処理事業実態調査 中核市平均値との比較

項目	本市の実績及び順位	中核市平均値
市民一人一日当たり排出量 (単位 グラム/人・日)	850 (19/62位)	876
市民一人一日当たりの生活系ごみ排出量 (単位 グラム/人・日)	535 (17/62位)	573
リサイクル率 (単位 %)	26.9 (5/62位)	17.8
最終処分量 (単位 トン)	1,585 (5/62位)	9,676

令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査結果

- ※1 中核市とは、令和5年4月1日時点の62市
- ※2 市民一人一日当たりのごみ総排出量＝（ごみ収集搬入量＋集団回収量）/計画収集人口/365日×10<sup>6</sup>  
なお、計画収集人口は、令和5年10月1日現在の住民基本台帳の値
- ※3 市民一人一日当たりの生活系ごみ総排出量＝（生活系ごみ搬入量）＋（集団回収量）/計画収集人口/365日×10<sup>6</sup>
- ※4 リサイクル率＝（資源化量＋集団回収量）/（ごみ収集搬入量＋集団回収量）

## 5 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

令和2年3月31日閣議決定され、令和7年3月25日に一部改定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下、「食品ロス削減基本方針」という。）」では、日本そして世界の食品ロスの現状を次のように述べています。

### 日本の現状

- ・食料を海外からの輸入に大きく依存しており、2023年度の食料自給率（カロリーベース）は38%となっている。
- ・市区町村及び一部事務組合において一般廃棄物の処理のため年間約2.2兆円程度の費用を支出している。
- ・食費が家計に占める割合は大きく、消費支出の4分の1を占めている。
- ・子供の貧困が深刻な状況にあり、9人に1人が貧困状態と依然として高水準である。

### 世界の現状

- ・世界の食料廃棄量は年間約13億トンと推計されている。また、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されている。食料の生産に伴うCO2排出量は世界全体の排出量の約25%を占めるとされているが、廃棄された食料のためにもCO2が排出され、土地の利用等にも無駄が生じている。
- ・世界の人口は増え続けており、2050年には約97億人に達すると推計されている。
- ・飢えや栄養で苦しんでいる人々は約7.5億人いると推計されている。
- ・2015年に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに基づく持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）でも、「目標12.持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられている。

以上のように、日本においては、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生しています。一方、世界でも、人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、SDGsにおいても、その削減が重要な課題となっています。

このため、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくことが重要です。食品ロスの削減により、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO2排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の損失を抑えることも期待できます。

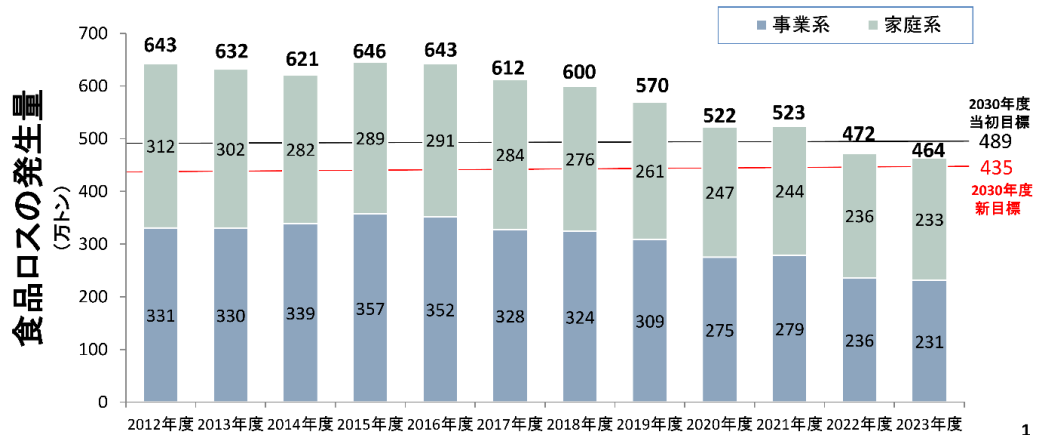
私たち一人ひとりが、まだ食べられることができる食品を無駄にせず、食品ロスを減らしていくことが重要です。

(1) 全国の食品ロス排出量の推計

2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる（事業系食品ロス273万トン、家庭系食品ロス216万トン）という目標を設定したところ、直近2023年度の食品ロス量は、事業系231万トン、家庭系233万トンであり、事業系食品ロスは納品期限の緩和や賞味期限の延長など、食品関連事業者を始めとした関係者及び消費者の不断の取組もあり、2030年度目標を前倒しで達成しました。全国で発生している食品ロス量約462万トンを国民1人当たりで換算すると1日約102グラムとなり、おにぎり約1個分の御飯の量に相当します。（図2-5-1、図2-5-2）

図2-5-1 全国の食品ロス量の推移

- ✓ 平成24年度より、食品ロスの発生量の詳細な推計を実施
- ✓ 令和5年度は約464万トンと、前年度から約8万トン（約1.7%）減少
- ✓ 内訳は、事業系が約5万トン（約2.1%）、家庭系が約3万トン（約1.3%）減少
- ✓ 発生量全体では、昨年度2030年度半減目標を達成。
- ✓ 今後事業系は2000年度比で60%削減、家庭系は半減（2030年度を待たずに早期達成）を目指す。 ※2023年度時点での削減率：事業系57.8%、家庭系46.1%



出典：環境省ホームページ

図2-5-2 食品ロス推計



出典：農林水産省ホームページ

(2) 長野市の食品ロス量の推計

食品ロス削減基本方針では、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとしていることから、本市の2000年度の食品ロス量を推計する必要があります。

ア 家庭ごみに含まれる食品ロスの割合

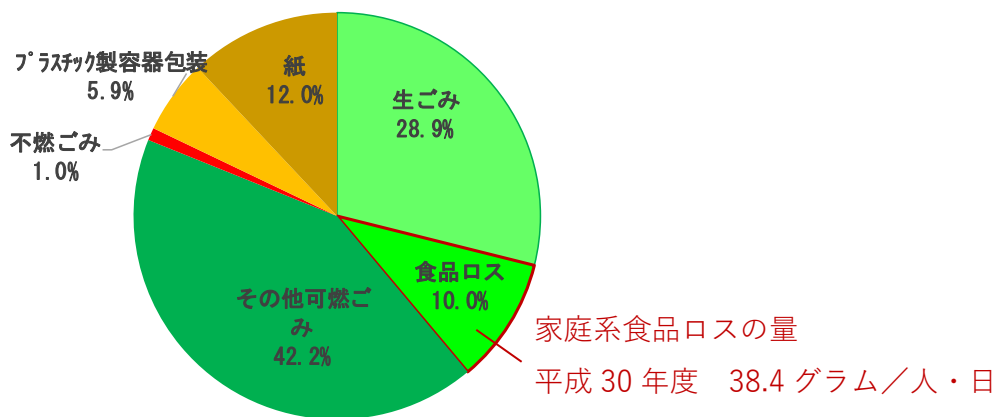
本市では、家庭ごみの分別状況や資源物の混入状況等を把握するため、ごみ集積所へ排出された家庭ごみの組成分析調査を実施しています（湿重量ベース 年1回 定点サンプリング方式）。

平成28年度から家庭系可燃ごみの調査項目に食品ロスを加え、実施しています。家庭系可燃ごみに占める食品ロスの割合は、平成28年度～平成30年度平均で10%、令和元年度～令和6年度平均で8.5%となりました。平成28年度～平成30年度の組成割合から平成30年度に排出された家庭系食品ロス量を算出すると、38.4グラム/人・日となりました。また、令和元年度～令和6年度の組成割合から令和6年度に排出された家庭系食品ロス量を算出すると、31.2グラム/人・日となりました。（図2-5-3、図2-5-4）

図2-5-3 一人一日当たりの家庭系食品ロス量

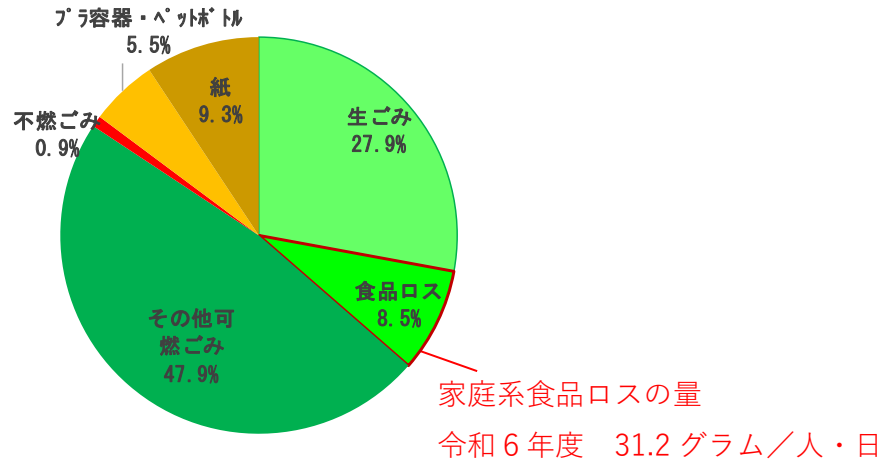
平成 28～30 年度家庭系可燃ごみの組成

項目	H28	H29	H30	H28～H30平均	
	重量	重量	重量	重量	割合
生ごみ	31,356	36,531	32,657	33,515	28.9%
食品ロス	14,987	9,453	10,495	11,645	10.0%
その他可燃ごみ	51,826	51,080	43,431	48,779	42.2%
不燃ごみ	1,046	2,256	276	1,193	1.0%
プラスチック製容器包装	4,948	5,568	9,985	6,834	5.9%
紙	10,361	9,700	21,662	13,908	12.0%
計	114,524	114,588	118,506	115,873	100.0%



令和元～令和6年度家庭系可燃ごみの組成

項目	R01(2019)	R04(2022)	R05(2023)	R06(2024)	4ヶ年平均	単位	グラム/袋
	平均重量	平均重量	平均重量	平均重量	平均重量		割合
生ごみ	1,155	1,247	1,029	954	1,096		27.9%
食品ロス	323	404	241	372	335		8.5%
その他可燃ごみ	1,711	2,012	1,712	2,078	1,879		47.9%
不燃ごみ	10	31	90	17	37		0.9%
プラ容器・ペットボトル	222	249	217	176	216		5.5%
紙	479	358	337	287	365		9.3%
計	3,900	4,301	3,626	3,884	3,928		100.0%



※表中の重量は、家庭ごみ組成分析調査を行ったごみ集積所6地点のごみ袋5袋分の合計量

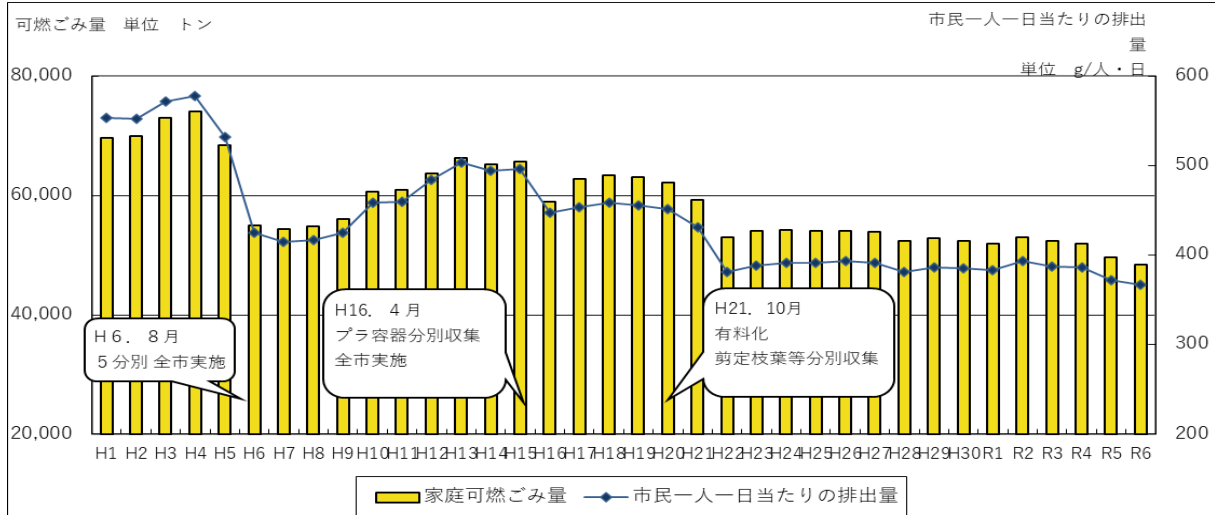
図2-5-4 可燃ごみの指定袋の中にあつた食品ロス



イ 長野市の家庭系可燃ごみ量の推移

食品ロスは、可燃ごみとして排出されます。家庭系可燃ごみ量の推移を見ると、分別区分を増やしたこと、家庭ごみ処理手数料を有料化したことにより減少しています。(図2-5-5)

図2-5-5 家庭系可燃ごみ量と市民一人一日当たりの排出量の推移

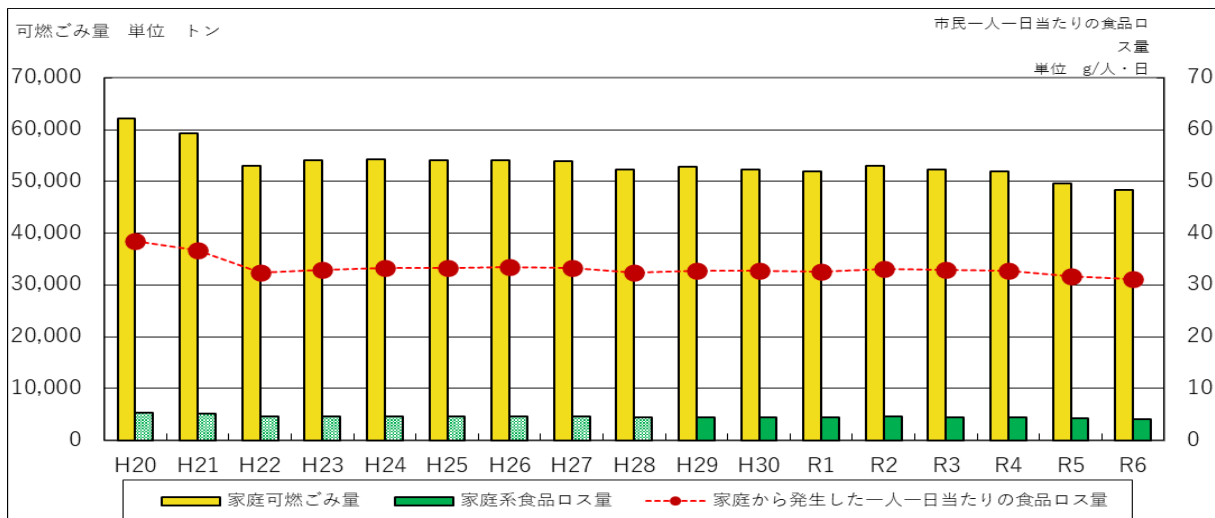


※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

ウ 長野市の家庭系食品ロス量の推計

上記ア及びイで得た結果を基に、平成20年度（2008年度）から令和6年度までの家庭系食品ロス量を推計しました。各年度の市民一人一日当たりの可燃ごみ排出量に、平成28年度～令和6年度の食品ロスの割合を乗じて各年度の食品ロス量を算出したところ、平成20年度と比べて令和6年度は1,168トン、市民一人一日当たりでは7.2グラム/人・日削減されていると推計できます。(図2-5-6、図2-5-7)

図2-5-6 長野市の家庭系食品ロス量推計値（可燃ごみとの対比）



※家庭系食品ロス量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

※平成20～令和6年度の家庭系食品ロス量及び一人一日当たりの食品ロス量は、各年度の家庭系可燃ごみ量に令和元年～令和6年度の組成割合（8.5%）を乗じて算出、推計した

図2-5-7 長野市の家庭系食品ロス量推計値



※家庭系食品ロス量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

※平成20～令和6年度の家庭系食品ロス量及び一人一日当たりの食品ロス量は、各年度の家庭系可燃ごみ量に令和元年～令和6年度の組成割合（8.5%）を乗じて算出、推計した

## エ 長野市の事業系食品ロス量

本市では、事業系の食品ロス量は調査していませんので、今後調査方法等を検討する必要があります。

現在、事業系の食品ロスのうち一般廃棄物に分類されるものについては、事業系一般廃棄物として適正に処理するよう指導しています。本市では、事業者がその事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとしており、事業者自らが処理施設へ搬入する又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託、若しくは市が許可した一般廃棄物処分業許可業者等に自己搬入のいずれかの方法で処理することとしています。

平成31年(2019)3月に発行した「事業ごみの処理ガイド」では、可燃ごみのうち生ごみについて、ながの環境エネルギーセンターまたは食品リサイクル施設への処理を記載し、生ごみの資源化について啓発しています。(図2-5-8)



図2-5-8 事業ごみの処理ガイド (P9~10 処理委託の流れ、減量のポイント)

### ③ 事業ごみの処理委託の流れ

#### 一般廃棄物

長野市の一般廃棄物収集運搬業許可を有する業者に委託します。事業系一般廃棄物の種類・量や所在地、事業内容を伝え、収集頻度・分別種類・保管方法・料金を相談しましょう。  
(産業廃棄物処理法第6条の2第6項)

事業ごみは、事業者が排出設備で一般廃棄物と産業廃棄物を分別し、それぞれリサイクルが可能なものとならないものを分別し、ごみの減量・リサイクルに努めなければなりません。適正に分別しましょう。  
3-8ページ参照

産業廃棄物の保管を行う場合は、産業廃棄物処理法により、産業廃棄物が漏れ・流出し、及び地下に浸透し並びに悪臭が発生しないように措置を講じなければならないとされています。

事業ごみ排出前にカラスや猫などの小動物による被害が増えています。蓋付きポリ容器やカラス避けネットなどを適正に使用して対策を講じてください。また、標示板や囲いの設置、蓋外保管であれば高さの制限などの保管基準があります。

契約した一般廃棄物収集運搬業許可業者が事業系一般廃棄物を収集します。排出時は、適正に分別をして自身の見えるごみ袋に入れてください。

長野市の一般廃棄物収集運搬業許可業者の車両は、下記のような表示がされています。

**(焼却処理)**  
ながの環境エネルギーセンターへ搬入、焼却されます。

**(リサイクル)**  
リサイクル施設に搬入されリサイクル処理されます。

焼却版の一部は、スラグ化しリサイクルされ、それ以外の焼却灰についてもリサイクルされます。リサイクルに不向きなものは最終処分場へ運ばれ埋立られます。

#### 産業廃棄物

産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託します。産業廃棄物の種類・量や所在地、事業内容を伝え、収集頻度・分別種類・保管方法・料金を相談しましょう。また、委託契約は書面で行う必要があります。  
※業者は得意の項目ごとに許可を有しています。(産業廃棄物処理法第12条第5項)

契約した産業廃棄物収集運搬業許可業者が産業廃棄物を収集します。引込運送時には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。

収集運搬車両には、「産業廃棄物収集運搬車両」と表示されています。

**(焼却処理)**  
リサイクル施設に搬入され、さまざまな方法で中間処理されます。

**(リサイクル)**  
リサイクル施設に搬入され処理されます。

中間処理後、出たごみは埋立処分場へ運ばれ埋立処理されます。

### ④ 事業ごみ減量のポイント

● 事業ごみの減量・再資源化に取り組むために

事業活動に伴いごみは必ず発生しますが、きちんと分別すれば資源を循環させることができます。重要なのは、ひとり一人がごみを減らそうという意識を持ち行動することです。ごみの減量はSDGs達成の第一歩です。従業員ひとり一人が行動するようにしましょう。

● 長野市の事業系一般廃棄物の現状と一般廃棄物処理基本計画

(1) 事業系一般廃棄物の現状

事業系から排出されるごみの量はコロナ禍で一時的に減少しましたが、社会経済活動が回復に向かっている現在は増加傾向となっています。分別を徹底し資源物をリサイクルするなど、排出量の削減に引き続きご協力をお願いします。

事業系一般廃棄物処理量の推移

年度	事業系一般廃棄物処理量 (千トン)	1日あたりの可処分ごみ処理量
H20 (2008)	42,000	113
H21 (2009)	42,000	109
H22 (2010)	39,000	102
H23 (2011)	39,000	104
H24 (2012)	40,000	106
H25 (2013)	41,000	108
H26 (2014)	41,000	109
H27 (2015)	41,000	109
H28 (2016)	41,000	107
H29 (2017)	41,000	106
H30 (2018)	41,000	107
R1 (2019)	42,000	110
R2 (2020)	38,000	98
R3 (2021)	38,000	99
R4 (2022)	48,000	102

※令和元年東日本台風の影響でR1(2019)年度は一時的に処理量が増加しました。

(2) 長野市一般廃棄物処理基本計画の数値目標

市では、令和8年度までに従業員一人一日当たり10グラム削減し、平成30年度比で670トン削減する目標を設定しました。

従業員ひとり一人がごみの減量と分別の徹底を心がけるようにしましょう。

**従業員一人一日当たり  
10gってどのくらい?**

例えば、  
紙コップ 2個、レシート 20枚、ティッシュ 10枚  
A4再生紙 2.5枚 などです。

できる取り組みを実践しましょう。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

(3) 市民アンケートの調査結果

第五次総合計画の進捗管理を行うために毎年度実施しているアンケート調査において回答者の実践状況を把握するためのアンケート指標の中に「食べ物を無駄にしないなど、ごみを出さないように気をつけて生活している」、「マイボトルを携帯したり、ストローやスプーンをもらわないなど使い捨てプラスチック削減に取り組んでいる」があります。令和3年度～令和6年度までの推移は次のとおりです。比較的高い評価を得ており、食品ロス・プラスチック削減に対する意識の高さが伺えます。(表2-5-1、図2-5-10、図2-5-11)

表2-5-1 令和6年度第五次総合計画推進のための市民アンケート調査結果

単位 %

指標名	年度				
	R3	R4	R5	R6	平均
食べ物を無駄にしないなど、ごみを出さないように気をつけて生活している	85.2	88.2	86.1	86.7	86.1
マイボトルを携帯したり、ストローやスプーンをもらわないなど使い捨てプラスチック削減に取り組んでいる	76.0	77.5	75.5	76.9	76.4

(企画課)

※第五次総合計画アンケート指標の令和6年度実績値から抜粋

※アンケート指標のうち回答者自身の実践状況「食べ物を無駄にしないなど、ごみを出さないように気をつけて生活している」、「マイボトルを携帯したり、ストローやスプーンをもらわないなど使い捨てプラスチック削減に取り組んでいる」の肯定的回答割合(当てはまる、やや当てはまる)を集計

図2-5-10 令和6年度第五次総合計画推進のための市民アンケート調査結果(食品ロス)

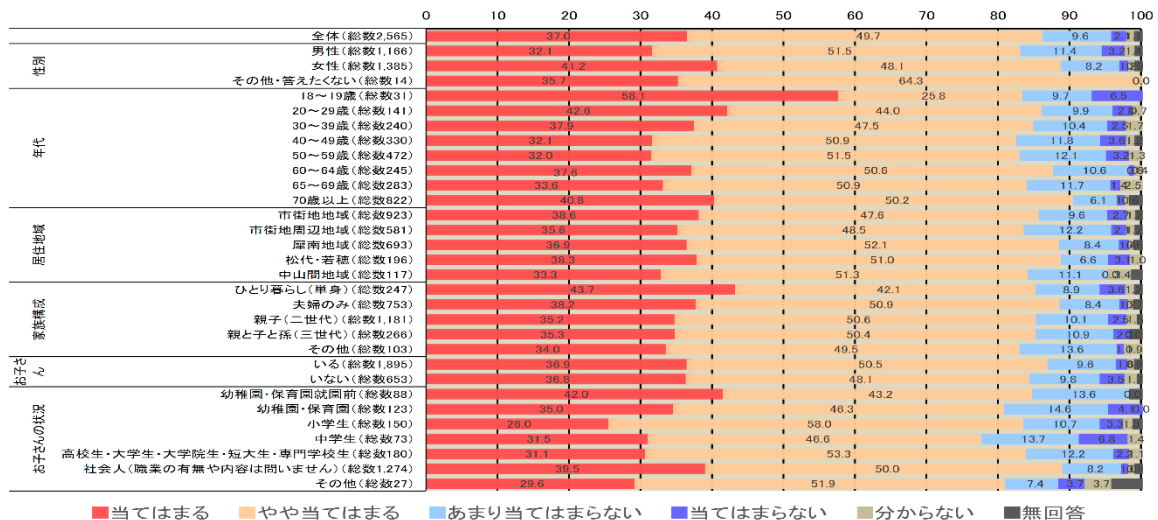


図2-5-11 令和6年度第五次総合計画推進のための市民アンケート調査結果（プラスチック）

